

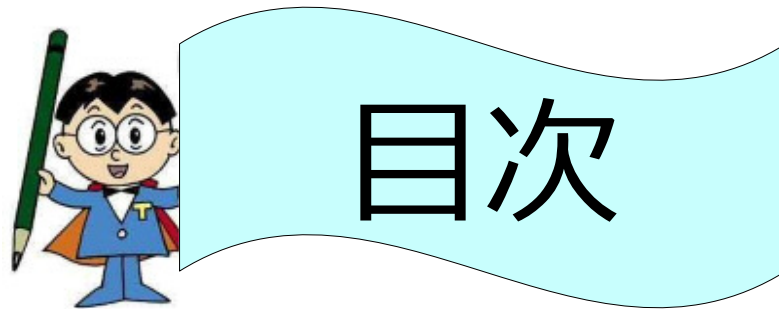
---

**東京税理士会京橋支部・日本橋支部合同開催  
地方税説明会**

**法人事業税 都民税**



令和3年10月11日  
東京都中央都税事務所  
法人事業税課



# 目次

## I 税制改正

1 電気供給業に係る課税方式及び税率の見直し	1 ~ 4
2 はんこレス	5
3 グループ通算制度に関する届出	6

## II 電子申告関係

1 大法人の電子申告義務化	7 ~ 8
2 東京都からの送付物の変更	9 ~ 10
3 電子申告・申請等の手続	11 ~ 12
4 利便性の向上	
・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除及び 国・地方を通じた財務諸表提出先の一元化（ワンスオンリー）	13
・ 法人設立届出書等の電子的提出の一元化（ワンストップ）及び 別表・添付書類の追加送信機能	14

### Ⅲ 申告等の際のお願い

1 納付書の記載方法	15～18
2 異動届出書の添付書類	19～22
3 e L T A Xご利用上の注意点	23～24
4 新型コロナウイルスによる申告期限等の延長	25
5 ホームページのご案内	26～31





# I - 1 電気供給業に係る課税方式の見直し

## ●法人事業税の課税方式見直し

**令和2年4月1日以後に開始**する事業年度から、**法人事業税**の課税方式の見直しがありました。

<改正前> 令和2年3月31日までに開始する事業年度分（令和2年改正前の法72条の2、72条の12二）

事業の区分	課税方式	課税標準
電気供給業	収入割	収入金額

<改正後> 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分（法72条の2、72条の12）

事業・法人の区分		課税方式	課税標準
電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）【法72条の2①-2】	★配電事業（R4.4.1～）	収入割	収入金額
電気供給業のうち 小売電気事業等 及び発電事業等 【法72条の2①-3】 ★特定卸供給事業 （R4.4.1～）	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 （※1）（※2）（※3） 【法72条の2①-3イ】	収入割	収入金額
		付加価値割	付加価値額
		資本割	資本金等の額
	上記以外の法人（※3） 【法72条の2①-3ロ】	収入割	収入金額
		所得割	所得

※1 特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

※2 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。

※3 詳しくは地方税法第72条の2第1項第3号に規定されています。

★ 該当法人について、配電事業・特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用（令和3年度税制改正）

# I - 1 電気供給業に係る税率の見直し

## 法人事業税・特別法人事業税の税率の見直し

法人事業税の課税方式の見直しに伴い、**法人事業税・特別法人事業税の税率**が改正されました。

事業の区分 (地方税法第72条の 2第1項各号)	法人の種類	事業税の区分	税率 (%)					
			令和2年4月1日以後 に開始する事業年度		令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度		平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	
			不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率
2号	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業*を除く）、ガス供給業、保険業又は貿易保険業	収入割	1.0	1.065	1.0	1.065	0.9	0.965
3号	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業*	収入割	(0.75)	0.8025	(1.0)	1.065	(0.9)	0.965
		付加価値割	—	0.3885				
		資本割	—	0.1575				
	上記以外の法人	収入割	0.75	0.8025	1.0	1.065	0.9	0.965
		所得割	1.85	1.9425				

(注) ( ) 内の税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額・基準法人収入割の計算に用います。

※特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に**終了**する事業年度から適用（配電事業は2号に該当）

# I - 1 電気供給業に係る税率の見直し

## 法人事業税・特別法人事業税の税率の見直し

法人事業税の課税方式の見直しに伴い、**法人事業税・特別法人事業税の税率**が改正されました。

課税標準	法人の種類	税率 (%)		
		特別法人事業税		地方法人特別税
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	37	43.2
	特別法人	34.5	34.5	
	外形標準課税法人	260	260	414.2
基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等を行う法人以外の法人 ※配電事業を行う法人 (R4.4.1～)	30	30	43.2
	小売電気事業等・発電事業等を行う法人 ※特定卸供給事業を行う法人 (R4.4.1～)	40		

(注)基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人事業税の所得割額（法人事業税の税率表3号の所得割額を除きます。）又は収入割額のことです。

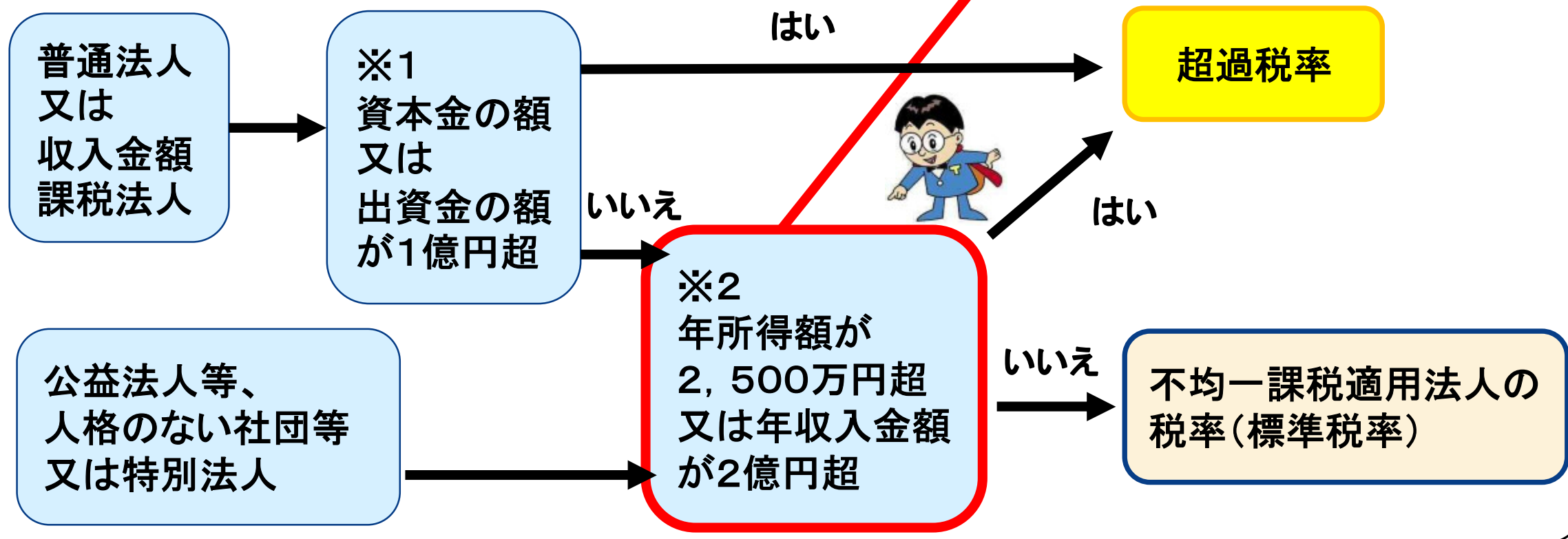
※配電事業・特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に**終了**する事業年度から適用

# 法人事業税の税率の判定

法人事業税の標準税率・超過税率の判定は、収入割及び所得割が課税される場合、**収入割は年収入金額により、所得割は年所得額により、それぞれで判定します。**

## 1. 標準税率・超過税率判定表

### 標準税率と超過税率どちらを適用するかについての判定



※1 事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、解散した法人については、解散の日の現況によります。

※2 所得割については課税標準となる年所得額、収入割については課税標準となる年収入金額により、それぞれ判定します。なお、事務所又は事業所が複数の都道府県にある分割法人は、分割前の課税標準となる年所得額・年収入金額によります。

## I - 2 はんこレス

### 【はんこレス関係】法人二税に関する各種様式の改正状況（一部抜粋）

様式名称	適用時期
中間・確定申告書	令和3年4月1日以降 代表者、申請者、税理士等の 押印不要
予定申告書	
更正請求書	
延長承認申請書（災害・特例延長）	
法人設立・設置届出書	
異動届出書	
（省エネ）事業税減免申請書	
事業開始等申告書提出済証明申請書	<b>※申請者の押印が現時点では残置</b>
納税管理人申告書	
区域外納税管理人承認申請書	





## II- 1 大法人の電子申告義務化



### ●大法人の皆様へ

電子申告が義務化されました。

#### 制度概要

**令和2年4月1日以後**に開始する事業年度から  
大法人（※）が提出する法人事業税等の申告書は、**eLTAX**により提出し  
なければなりません。

#### 大法人 とは...

- ※以下に該当する内国法人です。
- ・ 事業年度開始の時に**おいて**資本金の又は  
出資金の額が1億円を超える法人
  - ・ 相互会社、投資法人及び特定目的会社

## II-1 大法人の電子申告義務化



### 注意点

#### ○ 義務化の対象となる書類

申告書、別表、地方税法等において申告書に添付すべき書類（貸借対照表や損益計算書等）

- ※ 使用する税務申告ソフトで対応していない別表は、地方税共同機構が無料で提供している税務申告ソフト「PCdesk」等を利用して提出可能
- ※ eLTAXにより提出できない別表等は、イメージデータ(PDF形式)による提出も可能

#### ○ 代表者の変更登記中の電子証明書は使用不可

代表者から委任を受けた方（当該法人の役員及び職員に限る）の電子証明を付与して申告可能（当該電子申告データには委任状の添付が必要）

- ※ 税理士に申告書等の作成・送信を依頼している場合、法人の電子証明書は不要



#### ○ クレジット納付希望の場合

クレジット納付用の納付書の発付は、最短で電子申告の審査完了後2開庁日以降納付書が使用できるのは発付日の翌日9時以降、発付当日は納付手続きは不可

- ※ 納付手続き予定日の数日前までに都税事務所等までご連絡いただきますようお願いいたします。



## Ⅱ- 2 東京都からの送付物の変更 ①

### ●送付物の変更

申告書、別表の送付を取りやめ、納付書と税率表等のみ送付します。

#### 時期



令和2年10月送付分から

#### 対象

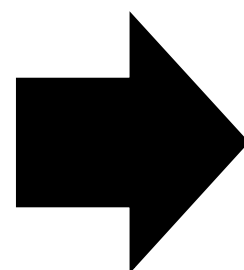


電子申告が義務化された大法人

令和2年9月まで

・申告書  
・別表

・納付書  
・税率表等



令和2年10月以降

・申告書  
・別表

・納付書  
・税率表等

## II- 2 東京都からの送付物の変更 ②

### ●送付物の変更

申告書、別表の送付を取りやめ、納付書と税率表等のみ送付します。

#### 時期



令和3年10月送付分から

#### 対象

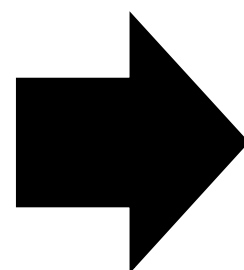


電子申告利用法人(eLTAXの利用届出を提出した法人)

令和3年9月まで

・申告書  
・別表

・納付書  
・税率表等



令和3年10月以降

・申告書  
・別表

・納付書  
・税率表等

## Ⅱ-3 電子申告・申請等の手続



税目 手続	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税
電子申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定申告</li> <li>・確定申告</li> <li>・清算確定申告</li> <li>・中間申告</li> <li>・均等割申告</li> <li>・修正申告</li> <li>など</li> </ul>
電子申請・届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立・設置届出</li> <li>・異動届出</li> <li>・法人事業税減免申請(中小企業者向け 省エネ促進税制の減免手続きも行うことができます)</li> <li>・更正の請求</li> <li>・申告書の提出期限の延長の処分等の 届出・承認等の申請</li> <li>・法人税に係る連結納税の承認等の届出</li> <li>など</li> </ul>
電子納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本税の納付</li> <li>・加算金の納付</li> <li>・見込納付</li> <li>・延滞金の納付</li> </ul>

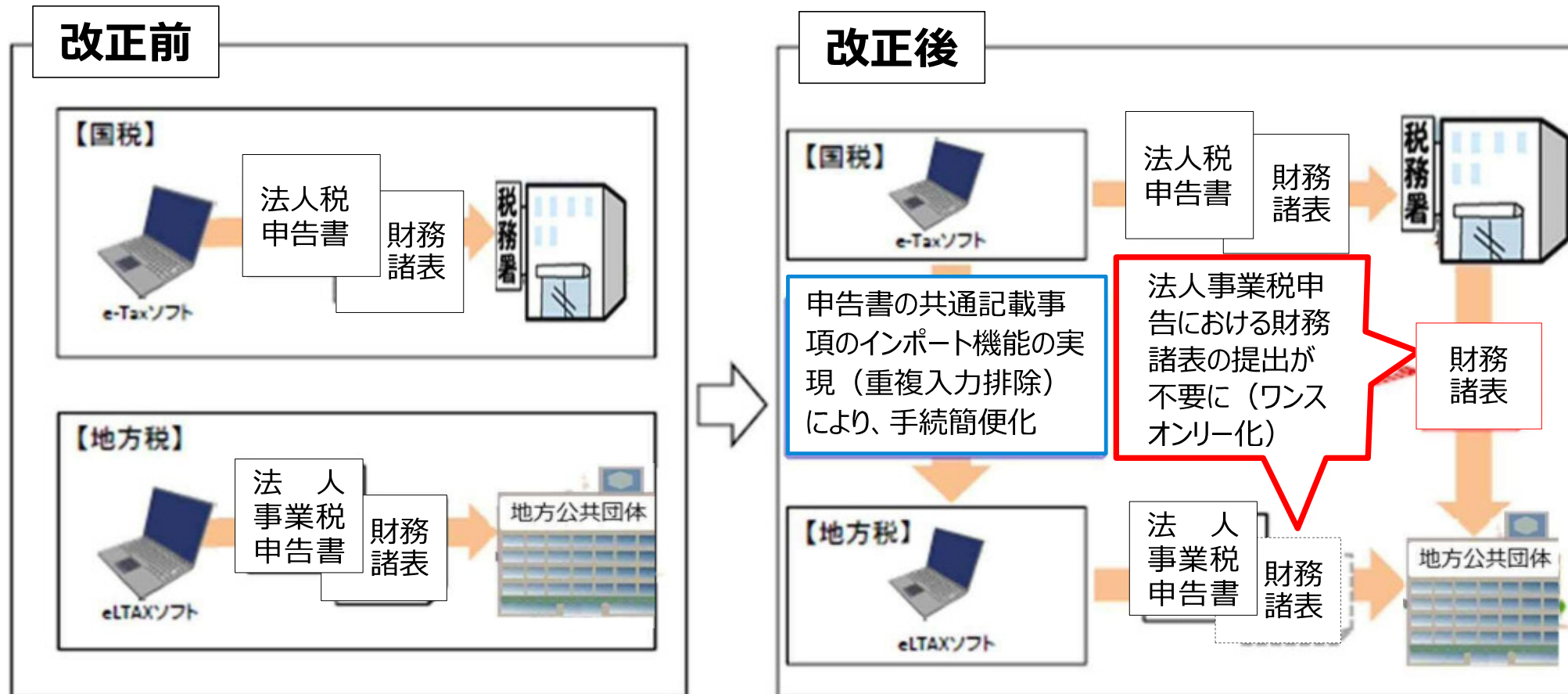
## II-3 電子申告・申請等の手続



## II-4 利便性 向上

財務諸表の提出先一元化等、利便性の向上を図りました。

法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除及び  
国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化



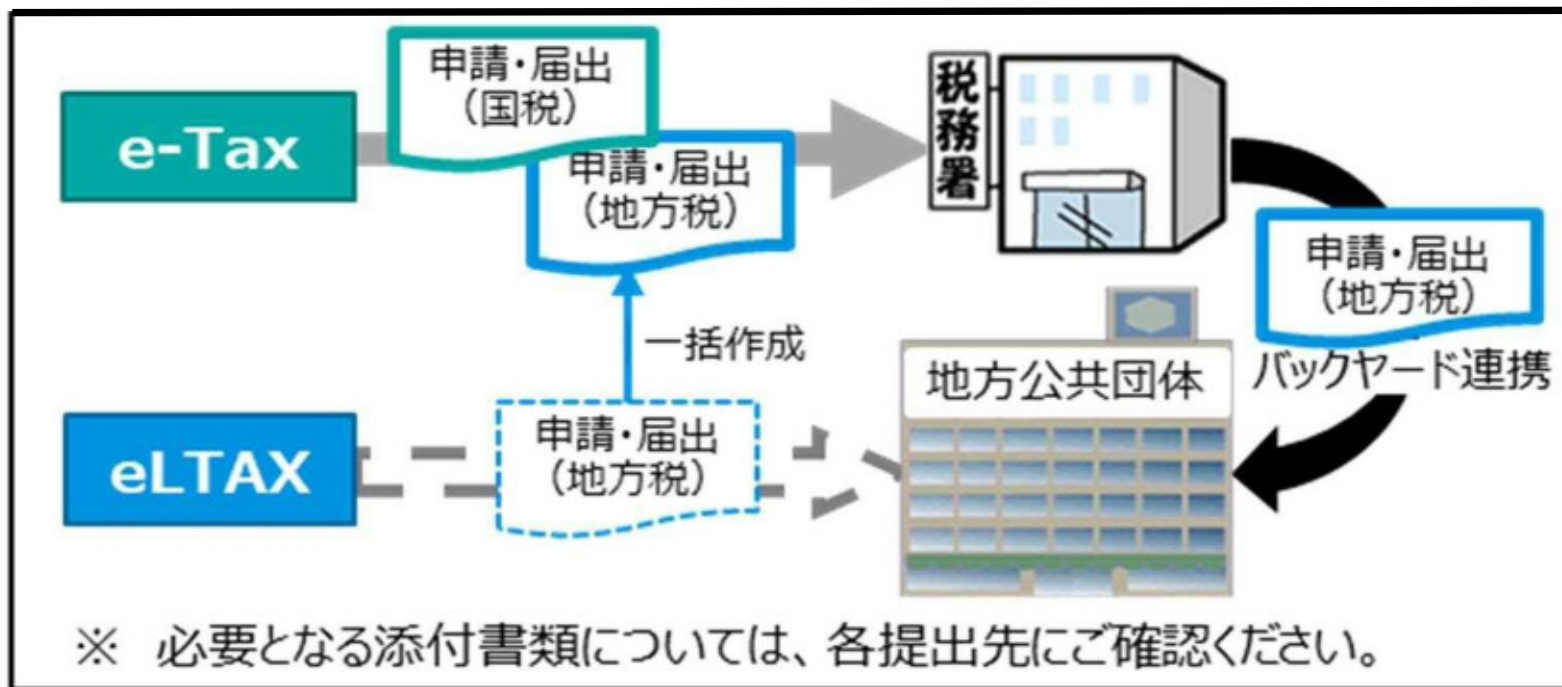
・地方税において財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の添付義務のある法人（※）が法人税の申告における財務諸表をe-Taxにより提出した場合には、国・地方当局間の情報連携により法人事業税の申告における**財務諸表の提出が不要とされました。（令和2年4月1日以後に終了する事業年度から）**

※ 地方税法において財務諸表の添付義務がある法人とは、以下の法人を言います。

➡ 外形標準課税法人、電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人



## 法人設立届出書等の電子的提出の一元化



法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、**データの一括作成及びe-Taxによる一括送信が可能になります。**

## 別表・添付書類の追加送信機能

申告/申請・届出時に、別表や添付書類を個別に追加送信ができます。また、送信容量の制限で一度では送り切れなかったデータも、複数回に分けて送信することが可能です。

元データのポータルセンタ受付日から90日以内に限り追加送信可能です。



送信データには、「追加送信表」が付与され、新たな受付番号が付番されます。

# Ⅲ- 1 納付書の記載方法 ～ 基本項目

都道府県以下 130001	法人 特別法人事業税 地方法人特別税	領収済通知書	610
東京 都	00120-9-960610	東京都会計管理者	
所在地 中央区新富2-6-1	法人名 ××× 株式会社 (電話) 03-3553-2151		
①事務所・管理番号・事業年度・申告区分は必ず記入してください。			
年度 03	税目 02	申告年月日 031130	管理番号 026299999
事業年度又は通称事業年度 平成2年10月1日 令和3年9月30日		申告区分 確定	
法人税	法人税割額 01		3 3 1 0 0
均等割額 02			7 0 0 0 0
延滞金 03			
計 04			1 0 3 1 0 0
所得割額 05			1 1 0 8 0 0
付加価値割額 06			
資本割額 07			
収入割額 08			
特別法人事業税 又は地方法人特別税 09			4 0 9 0 0
計(05~09) 10			1 5 1 7 0 0
延滞金 11			
過少申告加算金 12			
不申告加算金 13			
重加算金 14			
計(10~14) 15			1 5 1 7 0 0
合計額 16			¥ 2 5 4 8 0 0
納期限	3年11月30日		
課税事務所	中央都税事務所		
指定金融機関	みずほ銀行公務第一部		
取りまとめ店	東京貯金事務センター		
	9 8 3 2 2 7 2 2 1 5		

- ① 電話番号は必ずご記入ください。
- ② 管理番号が分かりましたら、ご記入をお願いします。
- ③ マイナス表示をせず、充当額を差し引いた金額あるいは割ごと（特別法人事業税も同様）の増減を相殺した後の増差税額を記入してください。
- ④ 合計金額の頭初には¥の記号をご記入ください。
- ⑤ 納期限が過ぎていてもご利用できます。

\* 納付書は主税局 HPよりダウンロードできます。  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/index-z1.html>

# Ⅲ- 1 納付書の記載方法～ 中間申告後の確定申告で、納付と還付が混在した場合～

## 事例 1

法人事業税・特別法人事業税内の各割間、法人住民税内各割間で納付と還付が混在

## 記載方法

● 納付額と還付額の相殺後の税額を記載してください。

<確定申告の内容>

法人事業税	所得割	△500	都民税 法人税割	△100
	付加価値割	1,100		
	資本割	300	都民税 均等割	700
特別法人事業税	△200			

<確定申告時の納付書 記載例>

法人住民税	法人税割額	01	(0)
	均等割額	02	600
	計	04	600
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05	(0)
	付加価値割額	06	400
	資本割額	07	300
	特別法人事業税額	09	(0)
	計	10	700
合計額	16	1,300	



# III- 1 納付書の記載方法～ 中間申告後の確定申告 で、納付と還付が混在した場合～

## 事例 2

**【申告期限の延長承認を受けている法人】**

**法人事業税・特別法人事業税と都民税との間で納付と還付が混在**

## 記載方法

●法人事業税・特別法人事業税と法人都民税間では、納付額と還付額を相殺せず、また、マイナスは記載しないでください。

＜確定申告の内容＞

法人事業税	所得割	△300	都民税 法人税割	△200
	付加価値割	0		
	資本割	0	都民税 均等割	1,000
特別法人事業税	△100			

＜確定申告時の納付書 記載例＞

法人 都民税	法人税割額	01	(0)	
	均等割額	02	800	
	計	04	800	
法人事業税・ 特別法人事業税	所得割額	05	(0)	
	付加価値割額	06		
	資本割額	07		
	特別法人事業税額	09	(0)	
	計	10		
合	計	額	16	800

※ 本事例の所得割△300と特別税△100は後日還付となります。

# Ⅲ- 1 納付書の記載方法～ 中間申告後の確定申告で、納付と還付が混在した場合～

## まとめ

### 事例①

法人事業税の各割、  
特別法人事業税の間のプラスマイナス  
法人住民税内各割の間のプラスマイナス

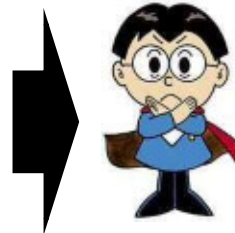


それぞれで  
相殺できる

### 事例②

法人事業税・特別法人事業税と  
法人住民税の間のプラスマイナス

1. 申告期限の延長承認を受けている場合



相殺しない

2. 申告期限の延長をしていない場合



相殺できる

## Ⅲ- 2 異動届出書 添付書類

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項 証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所へ届け出てください。</li> <li>登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。</li> </ul>
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。</li> </ul>
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○		<ul style="list-style-type: none"> <li>本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・事業所として（存続・廃止）する。」のいずれかに○をしてください。</li> <li>東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動前又は異動後のどちらかの都税事務所へ届け出てください。</li> </ul>



## Ⅲ- 2 異動届出書 添付書類

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	法人名・本店所在地・資本金などが変更になった場合	○		
	事業年度を変更した場合		○	・事業年度変更の事実が確認できれば株主総会の議事録等でもかまいません。
	合併解散をした場合	○		・被合併法人（解散により消滅した法人）を所管する都税事務所へ届け出てください。（被合併法人の申告も同様です。）
	解散した場合	○		
	その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合	△	△	・変更内容を確認できる書類を添付してください。

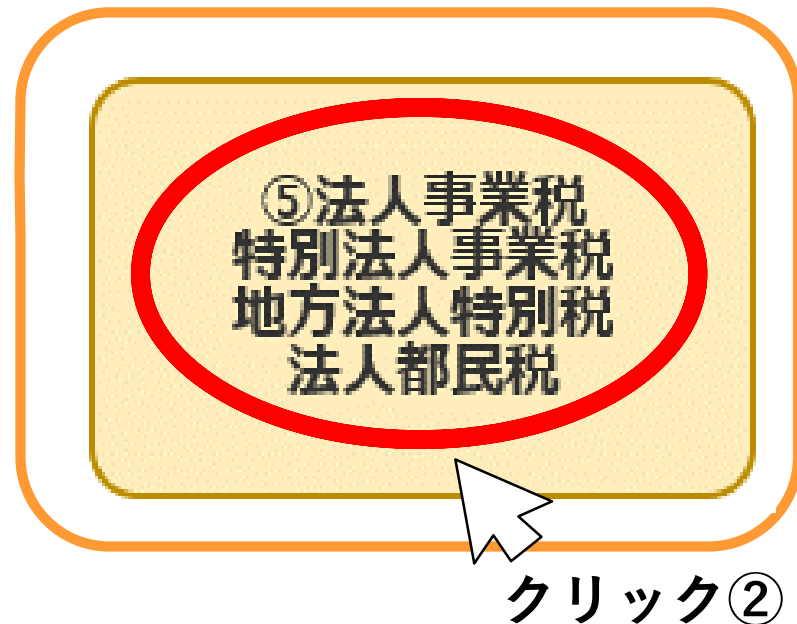
※1 東京都への提出用紙は、「その2（都税事務所・支所提出用）」のみです。

※2 登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」（又は「閉鎖事項全部証明書」）を添付してください。  
なお、東京都へ提出する場合には写しで構いません。

※ 平成29年4月1日以後、国税（法人税）の設立届出書への「登記事項証明書」の添付が不要となりましたが、都税では従来どおり、添付が必要となりますので、ご注意ください。

## Ⅲ- 2 異動届出書 添付書類 (参考: 主税局HP)

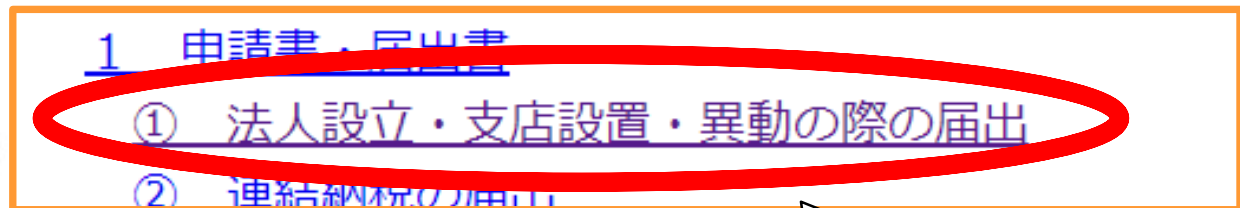
### ▼ 東京都主税局HP トップ ▼





# III- 2 異動届出書 添付書類 (参考: 主税局HP)

## ▼ 東京都主税局HP 申請様式 ▼



次のような場合には、都税事務所への届出が必要です。

届出の種類	異動の区分	届出書類	備考
法人設立・支店設置届出書 81	東京都内で法人を新たに設立した場合 ※3	登記簿謄本 定款等	
	他の道府県に本店がある法人が、東京都内に初めて事務所等を設置した場合	○	・他の道府県から東京都内へ本店を移転する場合は異なります。
	その他納税義務が生じた場合 (人格のない社団等が収益事業を開始した場合等)	△	○
異動届出書 81	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△	・東京都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所へ届け出てください。 ・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお送りください。
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△	・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお送りください。
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○	・本店の移転の場合、届出書の「目的本店等は事業所として(登録・廃止)する。」の項目が変更してください。 ・東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動届又は異動後のどちらかの都税事務所へ届け出てください。
	法人名・本店所在地・資本金などが変更になった場合	○	
	事業年度を変更した場合	○	・事業年度変更の事実が確認できれば株主総会の議事録等でもかまいません。
	合併解散をした場合	○	・被合併法人(解散により消滅した法人)を所管する都税事務所へ届け出てください。(被合併法人の申告も同様です。)
	解散した場合	○	
その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合	△	△	・変更内容を確認できる書類を添付してください。

様式 (PDFデータ)	省令・規則番号	記載要領 (PDFデータ)	eLTAX (電子申請の利用可否)
<b>① 法人設立・支店設置、異動の際の届出</b>			
<a href="#">法人設立・設置届出書</a> <a href="#">法人設立・設置届出書</a> 法人を設立した場合、都内に初めて支店等を設置した場合、その他納税義務が生じた場合 ※東京都への提出用紙は、「その2 (都税事務所・支所提出用)」のみです。 ...後、国税 (法人税) の設立届出書への「登記事項... ...りましたが、都税では従来どおり、添付が... ...必要となりますので、ご注意...	条例規則第32号様式 (乙) その1	<a href="#">記載要領</a> <a href="#">記載例</a> <a href="#">届出方法・添付書類について</a>	○
<a href="#">異動届出書</a> <a href="#">異動届出書</a> 納税地変更、資本金額の変更、解散など、法人の届出事項に変更が生じた場合 ※東京都への提出用紙は、「その2 (都税事務所・支所提出用)」のみです。	条例規則第32号様式 (乙) その2	<a href="#">記載要領</a> <a href="#">記載例</a> <a href="#">届出方法・添付書類について</a>	○

## Ⅲ- 3 e L T A X 利用上 注意点

### ① 合併があった場合の被合併法人の申告

	国税	地方税
利用者ID	合併法人のIDで 申告・納付	<b>被</b> 合併法人のIDで 申告・納付
提出先	合併法人所管の 税務署	<b>被</b> 合併法人所管の 都税事務所

## Ⅲ- 3 eLTAXご利用上の注意点

### ② 利用者情報に変更があった場合

住所・代表者等の変更

都税事務所に異動届を提出

eLTAX対応ソフトウェアにて『利用届出（変更）』  
手続き  
（eLTAXの利用者情報変更も必要なため）



# III- 4 新型

# 申告期限等 延長

東京都都税条例第17条の2第2項による災害延長を行う場合、「税に係る期限延長申請書」（東京都都税条例施行規則第22号様式）により行いますが、申請書の提出に代えて以下の簡易な手続きにより申請を行うこともできます（9月8日現在。今後、取扱いが変更されることがあります。申請時に東京都主税局ホームページ又は都税事務所あてにご確認ください。）

## ① 申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送）

封利税		一連番号	組織 分非	法人名 資本金 自主	事延	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月	東京都	都税事務所	支庁	「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
申請入力 し通知 之強制	所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	事業種目		期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		目上(1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの)		非中小法人等		提出用(令相定)		

## ② 申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告）

※処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
年月日		発行年月日		この申告の基礎		申告年月日
通信日付印		確認印		法人税の		年月日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)		事業種目		期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		年月日
法人名 (フリガナ)		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請		株式会社 主税太郎		年月日
代表者氏名 (フリガナ)		経理責任者				年月日

「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」+「法人名」

**！注意！**  
申告すべき税額が確定した後、①の場合は右上余白に、②の場合は法人名の前に付記して申請してください。

(税額の記載がない申告書に付記した場合、延長の申請があったとはみなされない場合があります。)



## Ⅲ- 5 ホームページのご案内



東京都主税局ホームページのご案内

(都税Q&A, 各種様式ダウンロード)



e L T A X 利用 願

# 東京都主税局ホームページのご案内

都税の情報は東京都主税局のホームページに掲載しています。  
【<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>】

東京都主税局

検索

申告書、届出書等の各種様式は、ホームページの「各種様式」から入手できます。  
「都税Q & A」や「お知らせ」（新着情報）もご覧いただけます。

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Metropolitan Bureau of Taxation. At the top, there is a navigation bar with the following items: [税金の種類](#), [都税Q & A](#) (highlighted with a red box), [軽減制度](#), [税金の支払い](#), [各種様式](#) (highlighted with a red box), and [都税事務所等一覧](#). Below the navigation bar, there is a section titled "新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ" (Important notice regarding COVID-19 infection) with a yellow background and a warning icon. This section contains four links: [▶ 納税が困難な方へ（徴収猶予のご案内）](#), [▶ 固定資産税等の軽減措置等について](#), [▶ 申告・納期限の延長について](#), and [▶ 都税事務所窓口の混雑緩和に向けたお願い](#). Below this, there is a section for "報道発表" (Press releases) and "お知らせ" (Notice), with the "お知らせ" section highlighted by a red box. The "お知らせ" section shows a notice dated 6月30日 (NEW) titled "東京都税務統計年報（令和元年度版・第V章以降）を掲載しました。" (We have posted the Tokyo Metropolitan Tax Statistics Yearbook (Heisei 21st year edition, Chapter V and subsequent chapters)). To the right of the main content, there are logos for the National Tax Agency (国税庁), the Tokyo Tax Association (公益財団法人 東京税務協会), and the "徴収サポート" (Collection Support) service. At the bottom right, there is a small icon for an AI chatbot: "お問合にAIがお答えします" (AI answers your inquiries).



# 都税 Q & A のご紹介

The image shows a screenshot of the Tokyo Tax Authority website. The '都税 Q & A' menu item is circled in red and labeled 'クリック①'. A mouse cursor points to it. Below the menu, a list of tax topics is shown, with '法人事業税・法人住民税' circled in red and labeled 'クリック②'. A large black arrow points from the 'Q & A' menu to the circled tax topic, and a red arrow points from the circled tax topic to the '1 届出・申請について' section below.

## ▼ 1 届出・申請について

- Q1 [法人を設立した場合の手続きについて教えてください。](#)
- Q2 [東京都以外に本店のある法人が、都内に初めて支店を設置する場合の手続について教えてください。](#)
- Q3 [事務所・事業所を廃止した場合や届出事項を変更した場合の手続きについて教えてください。](#)
- Q4 [東京都内の主たる事務所を移転しました。異動届出書は異動前、異動後両方の都税事務所に提出が必要ですか。](#)
- Q5 [申告期限の延長の申請をする場合の手続について教えてください。](#)
- Q6 [災害等の影響により期限までに申告等をするのが困難な場合の手続について教えてください。](#)

[項目を閉じる](#)

# eLTAXご利用のお願い



お問い合わせ

サイトマップ

文字サイズ

標準

大

PCdesk (WEB版)

自治体等ページ



eLTAXのご案内

電子申告

共通納税

電子申請・届出

サポート

操作や入力が難しい?  
PCdeskのマニュアルはこちら

- ✓ 電子申告
- ✓ 電子納税
- ✓ 電子申請・届出
- ✓ 利用届出(新規)
- ✓ メッセージ照会 等

はじめてご利用の方

eLTAXサービス状況

ご利用時間

8:30~24:00

土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く

※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用  
いただけません

ヘルプデスク

9:00~17:00

土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く



# AIチャットボットサービス



お問合せにAIがお答えします



右下のバナーをクリック

The screenshot shows the chatbot interface. At the top, it says 'はじめから 都税に関するお問い合わせ'. Below this, there is a message from the AI: '【まずお読みください】 都税の一般的な質問にAIがお答えします！ 以下の内容にはお答えできない場合があります。' followed by a list of limitations. A date and time stamp '2021/07/20 15:59:52' is visible. Below the message, there is a prompt: 'お問合せのカテゴリを選択するか、テキストでお問合せ内容を入力してください。' and a list of 8 categories. A superhero character is also present in the interface. At the bottom, there is a text input field with the placeholder 'ご質問を入力してください' and a '送信' (Send) button.

カテゴリの中から質問内容を選ぶことが可能です。

任意の質問を入力することが可能です。

# お問い合わせ先

## 《法人二税の内容について》

中央都税事務所 法人事業税課 (平日8時30分～17時)  
03-3553-2151 (代表番号)

## 《 eLTAXについて 》 (地方税共同機構)

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

\* 今後、ホームページアドレス等が変更になる場合があります。

eLTAXヘルプデスク (平日9時～17時)  
0570-081459(ハイシコク)



# 事業所税の申告について

東京都中央都税事務所  
事業税課 事業所税第一班  
事業所税第二班



# 本日の流れ

- 1 **事業所税の概要**
  - (1) 所管事務所
  - (2) 免税点判定
  - (3) 税額計算
- 2 **事業所税の申告**
  - (1) 申告書等作成の流れ
  - (2) 申告書等作成時のチェックポイント
- 3 **事業所等の新設・廃止申告**
- 4 **事業所用家屋の貸付等申告**
- 5 **電子申告のご案内**
- 6 **事業所税（23区）に関するお知らせ**

# 1 事業所税の概要（1）＜所管事務所＞

## 申告書等受付都税事務所一覧

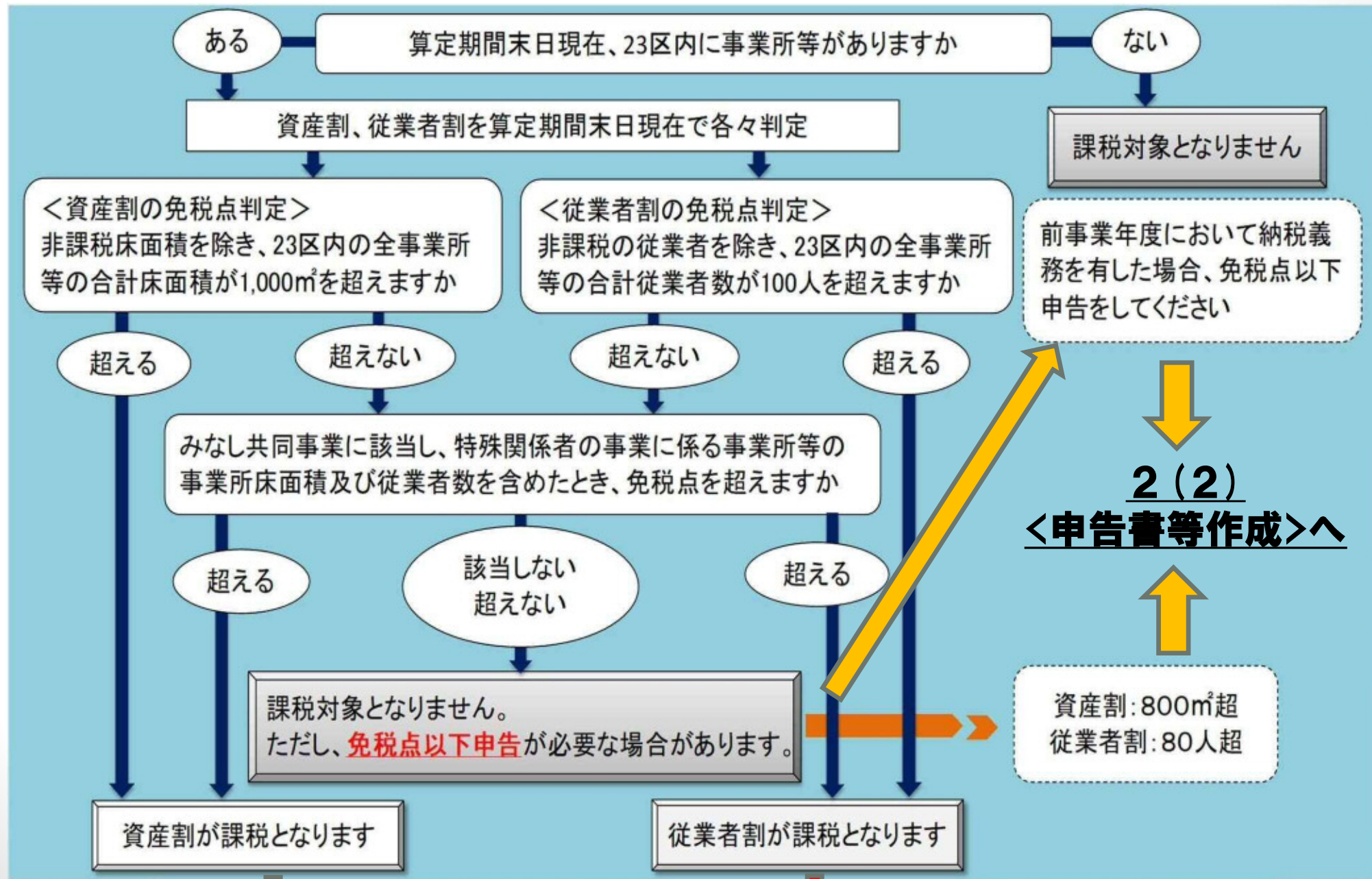
提出先 (所管都税事務所)	千代田都税事務所 〒101-8520 千代田区内神田2-1-12 (03)3252-7141	中央都税事務所 〒104-8558 中央区新富2-6-1 (03)3553-2151	港都税事務所 〒106-8560 港区麻布台3-5-6 (03)5549-3800	新宿都税事務所 〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 (03)3369-7151
①事業所税の申告 (主たる事業所等の所在区)	千代田区・文京区	中央区・江東区	港区・品川区	新宿区・中野区
②事業所等の新設・廃止申告 (新設・廃止した事業所等の所在区)	荒川区・北区	江戸川区・台東区	大田区	杉並区・渋谷区
③事業所用家屋の貸付等申告 (事業所用家屋の所在区)	足立区	墨田区・葛飾区		目黒区・世田谷区 豊島区・板橋区 練馬区

- ・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管都税事務所へお願いします。
- ・主たる事業所等が所在する区の都税事務所\*の窓口においても、申告書等の受付を行います。

※ 各都税事務所の所在地や電話番号については、東京都主税局ホームページ  
(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) の＜都税事務所等一覧＞をご覧ください。

(事業所税の手引：P77)

# 1 事業所税の概要（2）＜免税点判定＞



1(3) <税額計算>へ

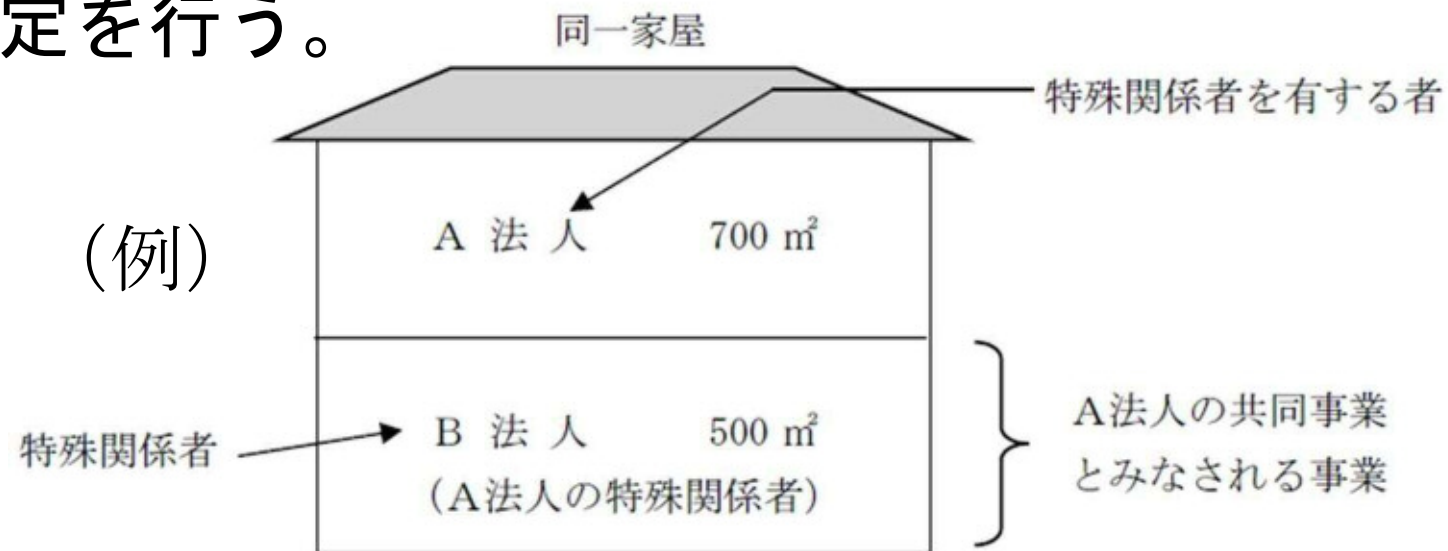
(事業所税の手引：P4)



# 1 事業所税の概要（2）＜免税点判定＞

## 【みなし共同事業】

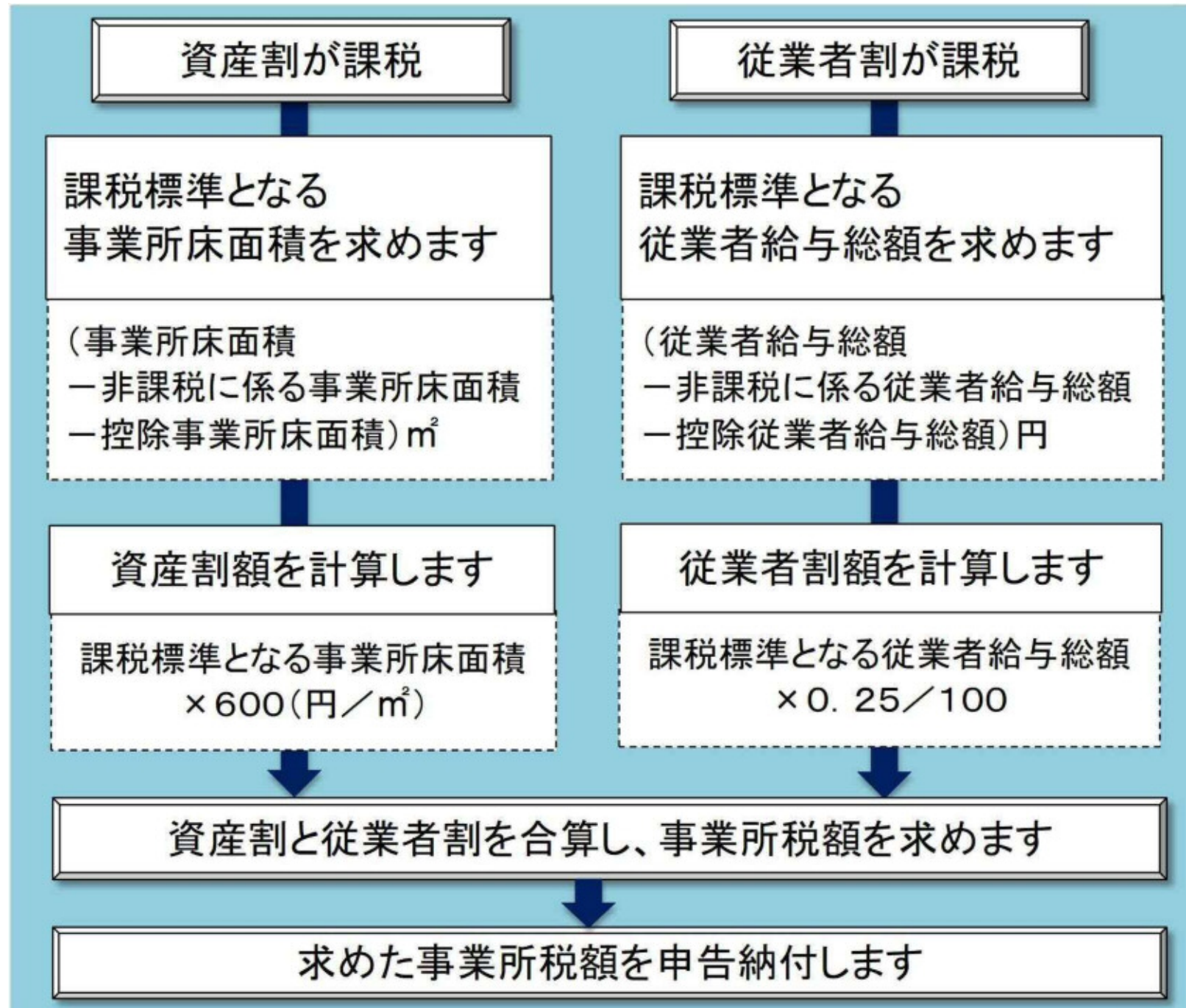
- 事業者が同族会社などの特殊関係者を有していて、事業を同一家屋で行っている場合、両者の事業は共同事業とみなされ、床面積・従業者数を合算して免税点判定を行う。



- A法人の免税点の判定（資産割）  
 $700\text{m}^2 + 500\text{m}^2 = 1,200\text{m}^2 > 1,000\text{m}^2 \Rightarrow$  免税点超
- A法人の課税標準の算定（資産割）  
700m<sup>2</sup>（合算しない）

（事業所税の手引：P19～29）

# 1 事業所税の概要 (3) <税額計算>



(事業所税の手引：P4 ※詳細な計算手順はP37)



## 2 事業所税の申告

### (1) 申告納付期限・申告書等の種類

#### 申告納付期限

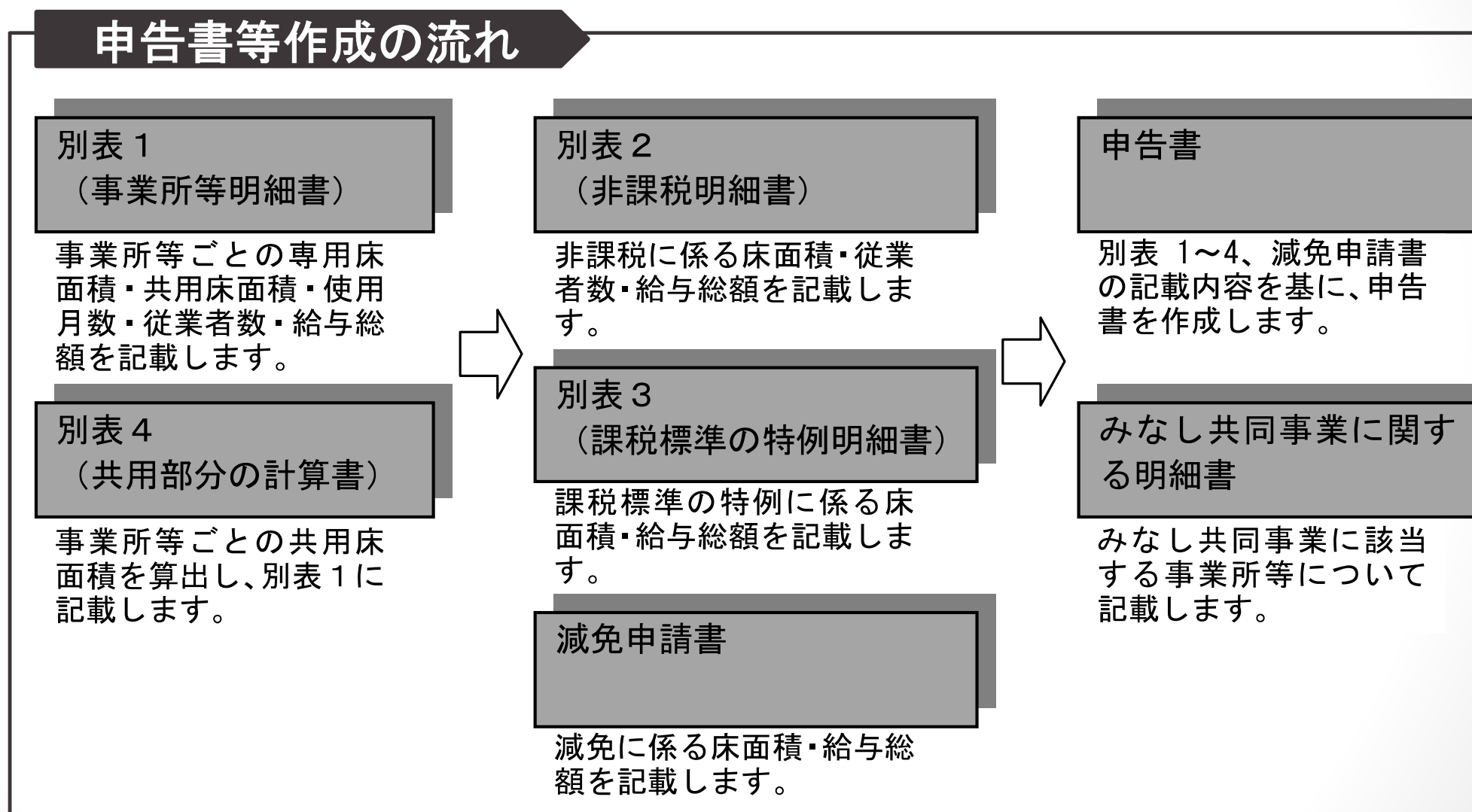
- 法人：事業年度終了後2か月以内（延長制度なし）
- 個人：翌年の3月15日まで

#### 申告書等の種類

No	名称	必要な場合	手引 頁
1	申告書	必須	36
2	別表1（事業所等明細書）	必須	38
3	別表2（非課税明細書）	非課税に該当がある	40
4	別表3（課税標準の特例明細書）	課税標準の特例に該当がある	41
5	別表4（共用部分の計算書）	共用部分のある事業所等がある	42
6	減免申請書	減免に該当がある	46
7	みなし共同事業に関する明細書	みなし共同事業に該当する事業所等がある	48

（事業所税の手引：P33）

## 2 事業所税の申告 (2) 申告書等作成の流れ



## 2 事業所税の申告

### (3) 申告書等作成時のチェックポイント①

#### 免税点判定－従業者割

- 算定期間の末日現在の高齢者及び障害者を含めていませんか？
- 役員について、高齢者及び障害者という理由で人数から除いていませんか？

#### 課税標準の算定－資産割①

- 事業所等の新設日・廃止日は、賃貸借契約の開始日・解約日になっていますか？
  - ☆ 当該業務の準備期間等を含む、賃貸借契約期間の開始日・解約日  
⇔ 営業開始日（オープンの日）・終了日（閉店の日）ではない
- 算定期間の中途に同一ビル内で事業所等の床面積を変更した場合に、月割計算していませんか？
  - ☆ 同一ビル内で借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となる
  - ☆ 同一ビル内で事業所等を縮小した場合も、算定期間の末日の床面積が課税標準となる

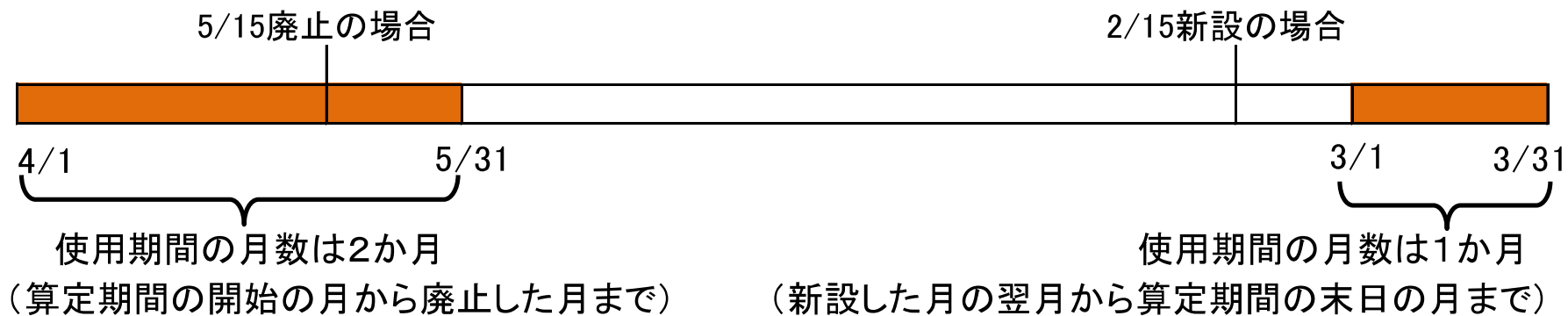
## 2 事業所税の申告

### (3) 申告書等作成時のチェックポイント②

#### 課税標準の算定－資産割②

- 算定期間の中途に新設、廃止した事業所等について使用期間の月割計算の月数は正しいですか？

<例> 算定期間(事業年度): 4月1日から3月31日まで



- 事業所床面積に共用床面積を含めていますか？  
☆ 家屋の一棟全てを使用している場合以外は、原則として共用部分がある
- 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告していますか？  
☆ 従業者の常駐していない事業所等も課税対象となる
- 福利厚生施設（非課税）を業務にも使用していませんか？  
☆ 課税標準の算定期間の末日時点で業務にも使用する施設は非課税にならない  
※ 床面積や用途に変更がないか確認する

(事業所税の手引：P34)

## 2 事業所税の申告

### (3) 申告書等作成時のチェックポイント③

#### 課税標準の算定－従業者割

- 非課税の通勤手当を含めていませんか？
  - ☆ 所得税の課税対象となる通勤手当は含め、非課税通勤手当は含めない
- 算定期間の途中で65歳に達した高齢者について、算定期間を通じてその全ての給与を除いていませんか？
  - ☆ 算定期間の途中で高齢者となった場合は、高齢者に該当することとなった日の属する給与計算期間以降の給与を課税対象から除く
- 役員に対する給与は高齢者であっても含めていますか？
  - ☆ 役員は、高齢者や障害者であっても課税対象となる
- アルバイト・パート等に支払った賃金を含めていますか？
  - ☆ アルバイト・パート等に支払った賃金も全額課税対象になる
- 中途退職者に支払った給与も含めていますか？
  - ☆ 中途退職者に支払った給与も全額課税対象になる



### 3 事業所等の新設・廃止申告

(1) 申告義務者

事業を行う者

(2) 要件と申告期限

事業所等を新設又は廃止した場合

・・・新設又は廃止した日から **1月以内**

(3) 申告先

新設又は廃止した事業所等の所在地を所管する

都税事務所

※事業所税の申告書を提出する都税事務所

(=主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所)

とは異なる場合がある

## 4 事業所用家屋の貸付等申告

### (1) 申告義務者

事業所用家屋の貸付けを行う者

・・・オーナー（所有者）、転貸オーナー

### (2) 要件と申告期限

①新たに貸し付けた場合

・・・貸付日から2月以内

②既に申告した事項に異動が生じた場合

・・・異動日から1月以内

### (3) 申告先

事業所用家屋の所在地を所管する都税事務所

- ◆ 2回目以降の申告の際は、所管の都税事務所にご連絡ください。前回の申告内容を一部印字した用紙をお送りいたします。

(事業所税の手引：P52～59)

## 5 電子申告のご案内①

事業所税の電子申告・申請、電子納税をご利用ください

- ◆ 電子申告、電子申請・届出、電子納税の手続を、オフィスや自宅のパソコンから行うことができます。
- ◆ eLTAXを利用している複数の地方公共団体への申告を、まとめて一度に送信できます。
- ◆ 無料ソフトのPCdeskのほか、eLTAX対応の市販の財務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。
- ◆ 以下の手続が利用できます。

電子申告	電子申請届出	電子納税
納付申告 修正申告	事業所等新設・廃止	本税
免税点以下申告	減免申請	延滞金
事業所用家屋貸付等申告	みなし共同事業に関する明細 など	加算金

(事業所税の手引：P78)

## 5 電子申告のご案内②

### インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の電子申告・申請、電子納税をご利用ください

令和元年10月からダイレクト納付がスタートしました。

また、全国自治体に納付が可能になりました。

詳細は下記ホームページ等をご覧ください。

利用開始の手続きはこちらから

**eLTAX** ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明点等はこちらから

**eLTAX** よくあるご質問 : <https://eltax.custhelp.com/>



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

## 6 事業所税(23区内)に関するお知らせ

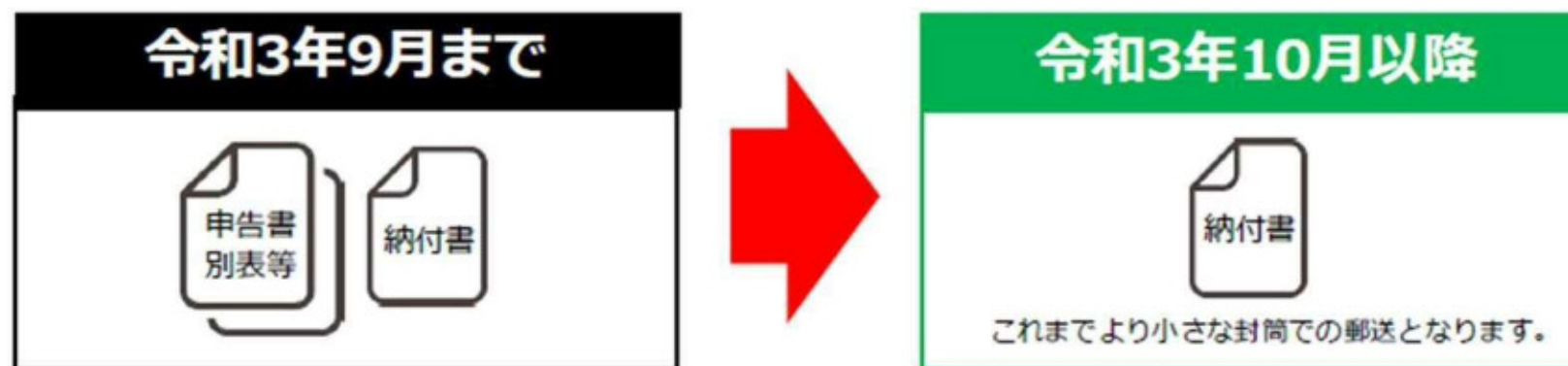
### 申告書類等の事前送付物の変更について

#### 時期

令和3年10月送付分(9月決算法人分)から

#### 対象となる方

東京都に電子申告の利用届出(事業所税)を提出している事業者  
(前事業年度に減免許可を受けている方は除きます)



▶ プレ申告データ・納付書は引き続き事前送付します。  
(電子申告をご利用の方のみ)

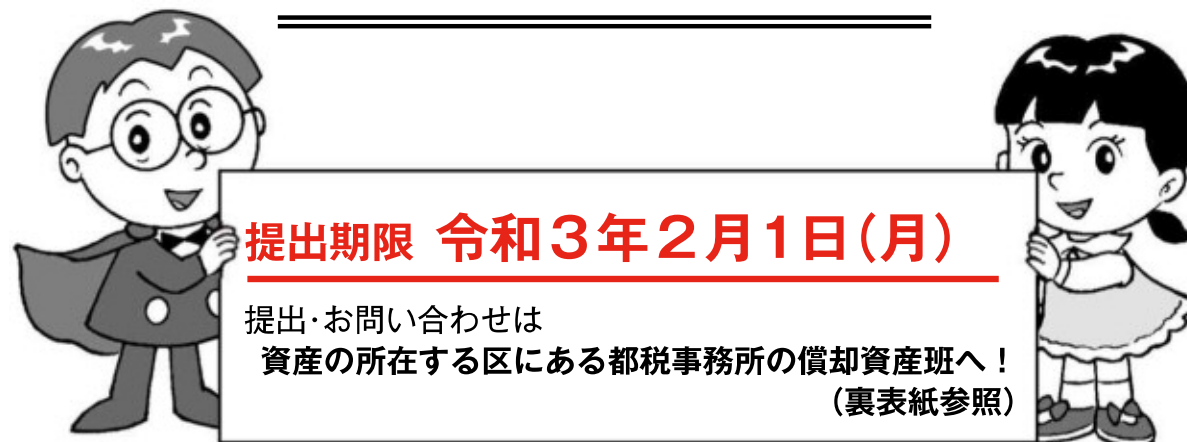
▶ 対象とならない方には引き続き申告書・別表等を事前送付します。



ご視聴ありがとうございました



令和3年度  
**固定資産税（償却資産）**  
**申告の手引き**



主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん

主税局イメージキャラクター  
のうせい・ノンちゃん

/// お知らせ ///

- 東京都が配付する申告書のうち、個人番号記入欄に「\*」印字がされている方につきましては、ご提出の際に個人番号の記入を省略していただいて差し支えありません。詳しくは20ページをご確認ください。
- 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いいたします。
- 東京都主税局ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。詳しくは2ページをご確認ください。

→

東京都主税局 償却資産

検索

- 申告書のご提出の前には、23ページも併せてご利用ください。

東京都主税局  
都税事務所

都税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
 固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。  
 償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）。  
 つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、償却資産の所在する区にある都税事務所（裏表紙をご覧ください。）にご提出ください。

## 《 目 次 》

1	償却資産とは	3
2	申告から課税までのながれ	5
3	償却資産の申告について	6
4	申告の方法について	8
5	税額等の算出方法について	10
6	一般方式による申告書等の記入方法	12
7	電算処理方式により申告される方へ	18
8	個人番号・法人番号の記入について	20
9	非課税・課税標準の特例・減免等	21
10	国税の取扱いとの主な違い	22
11	申告内容の確認調査について	22
12	過年度への遡及等について	22
13	申告対象となる主な償却資産（業種別）・申告書のご提出の前に	23
14	東京都都税事務所一覧表	裏表紙

### 東京都主税局ホームページのご案内 <<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>>

○固定資産税（償却資産）のページの検索の仕方

東京都主税局 償却資産 検索

<[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak\\_sis.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak_sis.html)>



#### トピックス

申告書・申請書様式のページへ

…償却資産申告書等の各様式のダウンロード  
 ※控が必要な場合は、コピーしてくださるようお願いいたします。

償却資産と家屋の区分表

…償却資産と家屋の詳細な区分表のダウンロード（PDF形式）

償却資産の軽減制度について

…償却資産にかかる非課税・課税標準の特例・減免

（この手引きは令和2年9月末現在において作成しております。）

# 1 償却資産とは

## (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

## (2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 [本ページ「(3) 償却資産と家屋の区分」をご参照ください。]
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 業種別の償却資産については、23ページをご参照ください。

## (3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、4ページ〈償却資産と家屋の区分表〉をご覧ください。主税局ホームページをご覧ください。

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等<sup>(※)</sup>が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

(※)「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

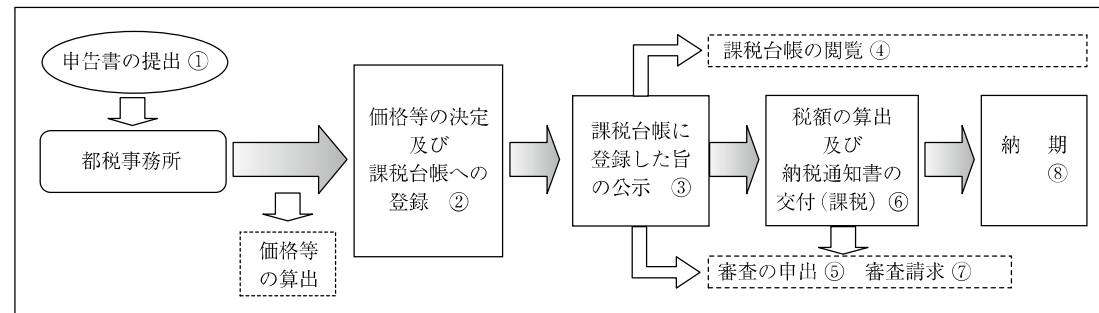
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具 屋内設備一式		◎		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		◎		◎	
	LAN 設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		◎		◎	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		◎		◎	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ 配管・配線等		◎		◎	
	避雷設備	設備一式		◎		◎	
	火災報知設備	設備一式		◎		◎	
	盗難非常通報装置	設備一式		◎		◎	
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎		◎
		給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用) 局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備		◎		◎
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		◎		◎	
衛生設備		設備一式 (洗面器、大小便器等)		◎		◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式		◎		◎	
	駐車場設備	機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラップゲート等		◎		◎	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		◎		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎		◎	
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

さらに詳しい区分表を、主税局ホームページに掲載しています。区分表のダウンロードについては、2ページをご参照ください。

※ こちらは東京都 (23区) の取扱いであり、自治体によって取扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。



## 2 申告から課税までのながれ



### ① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

### ② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

### ③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

### ④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、都税事務所において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

### ⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって東京都固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

### ⑥ 税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

下の算式により税額を算出し、**6月上旬**に納税通知書を交付します。

【税額 = 課税標準額 × 税率 [100分の1.4]】

**なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。**

### ⑦ 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

### ⑧ 納期

通常4回の納期に分けて納めていただくことができます（令和3年度 東京都23区の場合）。

第1期	令和3年6月30日
第2期	令和3年9月30日
第3期	令和3年12月27日
第4期	令和4年2月28日

## 3 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

令和3年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
  - イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
  - ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
  - エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
  - オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
  - カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外○名）」という共有名義でご申告ください。申告書の記入については、12ページ<1 住所・2 氏名>及び<3 個人番号又は法人番号>並びに13ページ<18 備考（添付書類等）>カをご参照ください。）
  - キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。  
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

### (2) 申告書等の提出先

**償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班にご提出ください。**

また、複数の区に償却資産を所有されている方は、その資産が所在する区にある都税事務所ごとに1通ずつご提出ください（同一区内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は1通にまとめてください）。電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

※ 法人事業税等に係る都税事務所の所管区域とは異なりますのでご注意ください。

### (3) 申告書等の提出期限

**令和3年2月1日(月)**です。

※ 受付開始日は令和3年1月4日（月）になります。

また、期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

### (4) 申告の対象となる資産

令和3年1月1日現在において、**事業の用に供することができる資産**です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
  - イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
  - ウ 遊休又は未稼働の資産
  - エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
  - オ 福利厚生のに供するもの
  - カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
  - キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- (例)・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産  
・グリーン投資減税適用資産（租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10）  
・国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第42条の10、第68条の14）

注：カ及びキについては、7ページ<参考>をご参照ください。

## (5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの(実際に自動車税(種別割)等が課されている必要はありません。)

例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等

イ 無形固定資産(例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)

ウ 繰延資産(例：創立費、開業費、開発費等)

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、  
・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)

・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が20万円未満のもの

注：エ及びオについては、本ページ<参考>をご参照ください。

### <参考>

#### 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く。)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入(*1)	申告対象外			
②	3年一括償却(*2)	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方はP6(1)参照	
④	中小企業特例(*3)	申告対象			
⑤	個別減価償却(*4)	申告対象			

(\*1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(\*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(\*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和4年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(\*4) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第138条)。

#### ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び東京都都税条例第137条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

## 4 申告の方法について

### (1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、申告先の各都税事務所の償却資産班に提出していただく方法です。各都税事務所の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※ **申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いします。**

#### <申告方式>

##### ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、都税事務所で行います。

##### イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

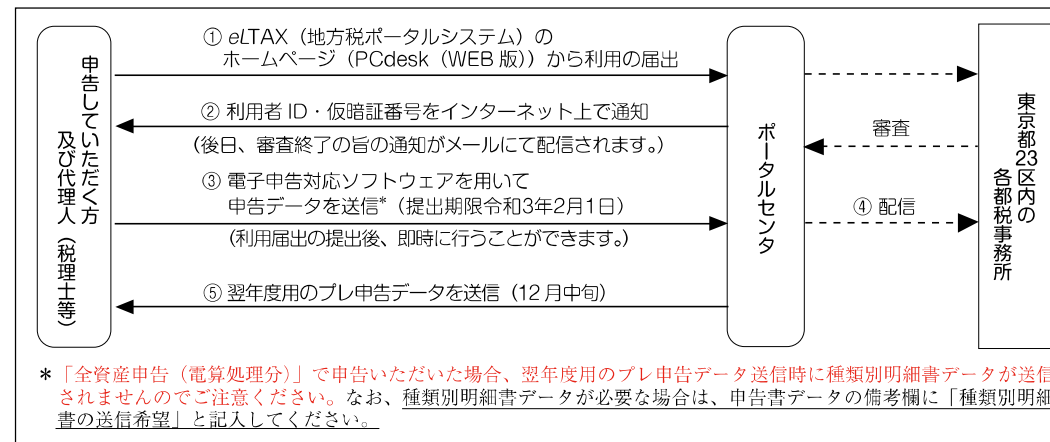
**いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。**

### (2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の各都税事務所に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAXのホームページ（PCdesk（WEB版））から利用の届出を行う必要があります。

#### <電子申告のながれ（利用届出から申告データの送信まで）>



#### <申告方式>

##### ア 一般方式

申告区分「増加資産／減少資産申告」等により、申告していただく方式です。

##### イ 電算処理方式

申告区分「全資産申告（電算処理分）」等により、申告していただく方式です。

### (3) 提出書類 (提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和3年1月1日 現在において 所有されている 全ての償却資産	令和2年1月2日 から 令和3年1月1日 までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産・ 全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○ *1
	増加又は減少した資産のない方			○ *2		
	廃業又は資産所在地を区外に移 転された方		○	○ *3		○
	償却資産を所有されていない方			○ *4		
電算処理方式	初めて申告される方			○	○ *6	
	前年以前に電算処理方式により 申告された方	○ *5		○		
	廃業又は資産所在地を区外に移 転された方			○ *3		
	償却資産を所有されていない方			○ *4		

- \*1 種類別明細書（減少資産用）を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。  
 \*2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「増減なし」と記入してください。  
 \*3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和2年6月廃業」等）を記入してください。  
 \*4 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記入してください。  
 \*5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してご提出ください。計算方法については、18 ページ「7 電算処理方式により申告される方へ」をご参照ください。  
 \*6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

※ 東京都で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、用紙のサイズはA4にさせていただき、都税事務所から送付した申告書を添付してご提出くださるようお願いいたします。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、主税局ホームページからダウンロードできます。  
 書類での様式が必要な場合は、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。様式を送付いたします。（連絡先：裏表紙「14 東京都都税事務所一覧表」参照）

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

#### 地方税共同機構

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019）  
 [9:00～17:00 受付（土・日・祝祭日、年末年始を除く）]  
 eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

#### 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。  
 固定資産税（償却資産）においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくこととなります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。



## 5 税額等の算出方法について

### <評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left[ 1 - \frac{r}{2} \right]^*$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

\* 破線枠内の数値処理は、東京都の電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

**注意** 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

### <減価残存率表>

『固定資産評価基準』\* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

\*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

### <課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。

課税標準の特例(21ページ)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

### <税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (100分の1.4)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

### <計算例(概算)>

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、東京都の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和3年度 評価額	合 計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和2年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) (取得価額) = 2,508,300円 (令和3年度評価額)	3,356,539円 (令和3年度評価額)
ルームエアコン	令和元年11月	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = (取得価額) 420,000円 (令和2年度評価額) 420,000円 × (1 - 0.319) (前年度評価額) = 286,020円 (令和3年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	平成31年2月	1,655,300円	3年	0.536	1,655,300円 × (1 - 0.536 × 1/2) (取得価額) = 1,211,679円 (令和2年度評価額) 1,211,679円 × (1 - 0.536) (前年度評価額) = 562,219円 (令和3年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。 3,356,000円 × 0.014 = 46,984円

100円未満を切り捨てます。 46,984円 → 46,900円(税額)

# 6 一般方式による申告書等の記入方法

## (1) 償却資産申告書の記入方法

- ◎ 住所、氏名、取得価額（前年前に取得したもの（イ）及び市（区）町村内における事業所等資産の所在地は、昨年までの申告に基づいて印字しています（令和2年11月18日時点）。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

**< 3 個人番号又は法人番号 >**  
 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。「\*」印字がされている方については、20ページをご確認ください。

**< 1 住所・2 氏名 >**  
**1 住所**  
 住所について、ビル名等の方書きがある場合は、方書き部分にフリガナをふってください。  
**2 氏名**  
 償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。併せて、申告書右下にある「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

**< 4 事業種目 >**  
 事業の内容を具体的に記入してください（例：印刷業）。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記入してください。

**< 5 事業開始年月 >**  
 個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記入してください。

**< 取得価額 >**  
**前年前に取得したもの（イ）**  
 昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。  
**前年中に減少したもの（ロ）**  
 （イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。  
**前年中に取得したもの（ハ）**  
 今回新たに申告いただく資産の取得価額を記入してください。  
 ※申告もれや、移動により受け入れた資産については（イ）ではなく（ハ）に記入してください。

令和 3 年度

令和 3 年 1 月 22 日

東京都 新宿 都税事務所長殿

**償却資産申告書（償却資**

1 住所  
160-0023  
新宿区西新宿2丁目8-1  
都ビル3階

2 氏名  
エス・ゼット印刷株式会社  
税務印刷  
代表取締役 千代田太郎

個人番号又は法人番号

4 事業種目

5 事業開始年

6 この申告に  
応答する  
の係及び  
氏名

7 税理士  
の氏名

資産の種類	取得価額		
	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
1 構築物	8 800 000	3 000 000	3 650 000
2 機械及び装置	18 335 766	9 521 246	17 974 500
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	3 750 000		2 035 900
7 合計	30 885 766	12 521 246	23 660 400

資産の種類	評価額（ホ）	※ 決定価格（ヘ）	※ 課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶	電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。		
4 航空機	なお、電算処理方式により申告される方は、18、19ページをご参照ください。		
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品			
7 合計			000

東京都主税局

< 6 この申告に回答する者の係及び氏名 >

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記入してください。  
 なお、< 7 税理士等の氏名 > が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

< 7 税理士等の氏名 >

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

< 8～14 短縮耐用年数の承認等 >

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

<15 市(区)町村内における事業所等  
資産の所在地 >

申告書の提出先と同一の区内にある事業所等の資産所在地について、追加又は変更がある場合は、記入してください。  
 なお、紙面の都合上、方書きについての印字は省略していますが、追加又は変更がある場合は方書きも含めて記入してください。  
 また、「外○件」の部分について追加又は変更がある場合は、<18 備考(添付書類等)>欄又は別用紙(任意様式)に記入してください。

<16 借用資産 >

借用資産(リース資産、レンタル資産)の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
 借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

<17 事業所用家屋の所有区分 >

該当する方を○で囲んでください。  
 事業所用家屋がある場合は、<15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 >欄の該当番号を記入してください。

<18 備考(添付書類等) >

次のア～キのような事項を記入してください。  
 なお、書ききれない場合は、別用紙(任意様式)に記入してください。  
 ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項  
 イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等  
 ウ 前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」等の付記  
 エ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称  
 オ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名  
 カ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名(個人番号又は法人番号の記入は不要です)  
 キ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項  
 なお、償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」等の付記をお願いします。

例：東京太郎外1名の場合  
 東京花子(千代田区内神田2-1-12)

産課税台帳

* 所有者コード										
事務所	製	氏名コード				CD	課税	課税	課税	課税
0	4	2					1	0	0	0
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
印刷業										
(100 百万円)										
昭和63年 4月										
経理課 中央 花子										
(電話 5321-XXXX)										
税理士 港 三郎										
(電話 3220-XXXX)										
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)										
9,450,000										
26,789,020										
5,785,900										
42,024,920										
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地										
① 新宿区西新宿2-8-1										
新宿区西新宿7-5-8										
② 新宿区西新宿7-5-28										
③ 外2件										
16 借用資産 (有・無)										
貸主の名称等										
都屋リース株式会社										
港区麻布台3-5-6										
TEL 03-5549-XXXX										
17 事業所用家屋の所有区分										
自己所有 借家										
18 備考(添付書類等)										
2 令和2年10月2日に株式会社税務運送を吸収合併(適格合併)した。										
7 令和2年11月2日に商号変更した。										
(旧) エス・ゼット印刷 株式会社										
(新) 税務印刷 株式会社										
5 一覧 宛名 納義 調マ 一品 0申 価格 入力 確認 税 額										
14 (記入しないでください。)										

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

**(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記入方法**

- ◎ 前年中に申告された方は、令和2年1月2日から令和3年1月1日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除きます。）を記入してください。また、令和2年1月1日以前に取得した資産で申告する必要がある資産がありましたら記入してください。
- ◎ 当該都税事務所に初めて申告される方は、令和3年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

**< 資産の種類 >**  
資産の種類に記入する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

**< 取得年月 >**  
年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」となります。ただし、「令和」の場合は印刷済のため記入不要です。年月は資産を取得した年月を記入してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

**< 資産の名称等 >**  
20文字以内で記入してください。JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合には、類似の文字に置き換えて登録します。(例：Ⅱ→2)

**< 令和 年度 >**  
今年度は、「3」と記入してください。

所有者の氏名又は名称 **令和3年度**  
**税務印刷株式会社** **種類別明細書 (増加資産・全資)**

行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)				耐用年数
					年号	年	月	十億	百万	千	円	
01		1	アスファルト舗装工事	1	4	18	4	3	650	000	10	
02		2	オフセット印刷機	1	5	2	4	7	328	000	10	
03	(記入しないでください)	2	製本用機械	1	5	2	5	1	650	000	7	
04		2	デジタル印刷機	1	4	19	9	8	996	500	4	
05		6	応接セット一式	1	5	2	6	1	260	000	8	
06		6	BS36型テレビ	1	4	25	6		375	900	5	
07		6	ノートパソコン(PCV3)	1	4	28	11		400	000	4	
08						5						
09					5							
10					5							
<b>小計</b>								<b>23,660,400</b>				

(注) 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用) は、主税局ホームページからダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。  
 書類での様式が必要な場合は、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。様式を送付いたします。(連絡先：裏表紙「14 東京都都税事務所一覧表」参照)



< 取得価額 >

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。  
 ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。  
 イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業専用割合による取得価額のみは固定資産税の評価上、認められていません。）  
 ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。  
 エ 取得価額の算定に当たり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

< 耐用年数 >

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。（中小企業特例を適用して損金算入した資産も同様です。）  
 なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

< 枚のうち 枚目 >

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記入してください。

< 増加事由 >

資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

< 摘要 >

当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記入してください。  
**ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。**  
 (例：申告もれ分)  
**イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。**  
 ※ 地方税法附則第61(63)条については記入を省略して差し支えありません。  
 (例：特349の3①)  
**ウ 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月等。**  
 (例：R26 港区)  
**エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。**  
 (例：短縮)  
**オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。**  
 (例：中古)  
**カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。**  
 (例：増加償却)  
**キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。**  
 (例：H 20 改正前 10 年)  
**ク その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。**

産用)

減価 残存 率	価 額				課 税 標 準 額				増 加 事 由	摘 要
	十 億	百 万	千 円	円	十 億	百 万	千 円	円		
0.									1・2 3・④	合併による 受け入れ
0.									①・2 3・4	
0.									①・2 3・4	
0.									1・2 3・④	申告もれ分 H20改正前 10年
0.									①・2 3・4	
0.									1・2 3・④	申告もれ分
0.									1・2 ③・4	R2.6 港区
0.									1・2 3・4	
0.									1・2 3・4	
0.									1・2 3・4	

東京都主税局

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

### (3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

- ◎ 令和2年1月2日から令和3年1月1日までに異動(減少又は修正)した資産について記入してください。
- ◎ 印字されている内容は、令和2年11月18日時点のものです。
- ◎ この種類別明細書(減少資産用)は、内容に変更があったページのみ提出してください。

**< 異動区分 >**  
「1」又は「3」のどちらかを○で囲んでください。  
「1」: 行番号単位で資産が全部減少した場合  
「3」: 資産の一部が減少した場合、資産の一部を修正する場合

**< 資産の種類 >**  
資産の種類に印字している数字は、下の表に対応しています。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

**< 異動の例 ① >**  
**資産の全部が減少した場合**  
「異動区分」欄の「1」を○で囲み、減少等の事由を記入してください。  
(例: コンクリート舗装を除却した場合、裁断機を他区へ移動した場合)

**< 異動の例 ② >**  
**資産の一部が減少した場合**  
「異動区分」欄の「3」を○で囲み、減少前の数量・取得価額に抹消線を引き、その欄内下段に減少後の数量・取得価額、減少等の事由を記入してください。  
(例: フォーム印刷機3台のうち、2台を別会社へ売却した場合)

**< 異動の例 ③ >**  
**資産の一部を修正する場合**  
「異動区分」欄の「3」を○で囲み、変更箇所を抹消線を引き、その欄内下段に修正すべき内容を記入してください。  
(例: 印刷機の名称、大型裁断機の取得年月を修正した場合)

**< 異動の例 ④ >**  
**耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合**  
「異動区分」欄の「3」を○で囲み、改正前の耐用年数に抹消線を引き、その欄内下段に改正後の耐用年数を記入してください。  
また、「耐年改正」欄には「○」、「摘要」欄には「平成○年度省令改正による」と記入してください。  
※令和2年度までの申告で、耐用年数を変更済の資産については、「耐年改正」欄及び「摘要」欄に何も記入しないでください。

所有者の氏名又は名称  
**エヌ・ゼット印刷株式会社**  
**税務印刷**

種類

行番号	異動区分	*資産コード	資産の種類	資産の名称
01	○1	8900001	1	コンクリート舗装
02	1・3	9300001	1	受変電設備
03	○3	9200002	2	裁断機
04	1・○3	0300002	2	フォーム印刷機
05	1・○3	0400001	2	印刷機 スクリーン印刷機
06	1・○3	0400002	2	大型裁断機
07	1・○3	0500001	2	製本用機材
08	1・3	1200004	6	ルームエアコン
09	1・3	1600001	6	カラーコピー機
10	1・3			
18	1・3			
19	1・3			
20	1・3			

(注) 1 「\*」の表示がある欄は、記入しないでください。  
2 一部減少した資産を申告する場合は、「異動区分」欄



# 7 電算処理方式により申告される方へ

## (1) 提出に際してのお願い

電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和3年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、ご申告ください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書（評価額、課税標準額等を記入）を添付してください。

## (2) 評価額の算出方法

前年度評価額を基礎とする方法	取得価額を基礎とする方法※
10 ページ<評価額の算出方法>をご覧ください。	取得価額 × $\left[1 - \frac{r}{2}\right]^* \times (1 - r)^{n-1}$

※ 「取得価額を基礎とする方法」の算式は、耐用年数の変更を行った場合には使うことができません。

\* 破線枠内の数値処理は、東京都の電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r：耐用年数に応ずる減価率（10 ページ<減価残存率表>をご参照ください。）

n：「当該評価額等を求める年度－取得年次」により算出します（本ページ（例）をご参照ください。）

### 評価額の算出について

平成19年度及び平成23年度の税制改正により、法人税及び所得税における減価償却制度が改正されておりますが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更はありません。そのため、耐用年数に応じた減価率には、10 ページ<減価残存率表>の減価率を用いて評価額を算出してください。

また、評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。なお、評価額は1円の単位まで算出してください。

## (例)

評価額を 求める年度	取得年次	n	n-1	備 考
令和3年度	昭和63年	3 + 93 - 63 = 33	32	取得年次の年号が昭和の時は「93 (= 63+30)」を加える。
	平成15年	3 + 30 - 15 = 18	17	取得年次の年号が平成の時は30を加える。
	令和2年1月1日	3 - (2 - 1) = 2	1	1月1日取得は、その前年の取得と同じ。
	令和2年1月2日	3 - 2 = 1	0	

## (3) 償却資産申告書と種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

申告書等の記入方法は、原則として12～15ページによりますが、以下の点にご注意ください。

### <償却資産申告書>

令和 3 年度

令和 3 年 1 月 22 日

(フリガナ) 東京都 新宿 都税事務所長殿

住所 160-0023 新宿区西新宿2丁目8-1

3個人番号又は法人番号 3987654321098 8 短縮耐用年数の承認 有・無

4事業種目 サービス業 9 増加償却の届出 有・無

① \* 所有者コード 042 200051

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

資産の種類	② 評価額 (千円)	③ 決定価格 (千円)	④ 課税標準額 (千円)	⑤ 件数	18 備考(添付書類等)
1 構築物	4,725,000	4,725,000	4,725,000	3	
2 構築物以外の償却資産	18,701,364	18,701,364	18,701,364	10	
3 船舶					
4 航空機					
5 自動車等の償却資産					
6 土地等	1,421,475	1,421,475	1,421,475	25	
7 合計	24,847,839	24,847,839	24,847,000	38	

⑦ 合計欄は1,000円未満を切り捨ててください。

一覧 宛名 納義 調マ 一品 0申 価格 入力 確認 税 額

(記入しないでください)

東京都主税局

番号	記入欄	記入方法
①	氏名コード・CD	東京都で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、 <b>送付した申告書に記載してある氏名コード及びCDを必ず記入してください。</b> ただし、合併等により法人格に変更がある場合は、旧法人の氏名コード及びCDを記入しないでください。
②	評価額(ホ)	種類別明細書(増加資産・全資産用)の「価額(ハ)」欄の額を資産の種類ごとに合計し、記入してください。
③	決定価格(ヘ)	「評価額(ホ)」欄の合計額を資産の種類ごとに記入してください。
④	課税標準額(ト)	種類別明細書(増加資産・全資産用)の「課税標準額」欄の額を資産の種類ごとに合計し、記入してください。 ただし、「 <b>7 合計</b> 」欄は <b>1,000円未満を切り捨ててください。</b>
⑤	件数	種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載された <b>行数を資産の種類ごとに集計し、記入してください。</b>

※ 都税事務所から送付した申告書は、使用されない場合でも申告の際に添付して下さるようお願い  
します。

### <種類別明細書(増加資産・全資産用)>

行番号	資産コード	⑦ 資産の種類	資産の名称等	⑧ 取得年月			取得価格(イ) 円	耐用年数	減価残存率	⑨ 価額(ハ) 円	⑩ 課税標準の特例 コード	⑪ 課税標準額 円	⑫ 増加事由
				年	月	日							
01	123456	1	舗装路面(コンクリート敷)	1	5	29	2,700,000	150.999	2,508,300		2,508,300	234	

番号	記入欄	記入方法	
⑥	資産コード	独自に設定した資産コードを記入してください。	
⑦	資産の種類	資産の種類に該当する次の1から6までの数字を記入してください。 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品	
⑧	減価残存率(ロ)	10ページ<減価残存率表>により耐用年数に応ずる減価残存率を記入してください。	
⑨	価額(ハ)	18ページ「(2) 評価額の算出方法」により算出した評価額を記入してください。	
⑩	課税標準の特例	コード	記入する必要はありません。
		率	課税標準の特例(21ページ)の適用を受ける資産については、次のように記入してください。 (例) 1/18の特例 → 118 2/3の特例 → 203
⑪	課税標準額	「価額(ハ)」欄の額を記入してください。 ただし、課税標準の特例(21ページ)の適用を受ける資産については、該当資産の評価額に特例率を乗じて得た額 <sup>(※)</sup> を記入してください。 (※) 東京都の電算システムにおいては、1円未満の端数を切り捨てています。	
⑫	増加事由	今回増加した資産のみ、該当しない番号を「*」等で抹消するか、該当する番号を○で囲むか、該当する番号を記入してください。	

※ 資産(行)ごとに、評価額、課税標準額等を記入してください。



## 8 個人番号・法人番号の記入について

### (1) 申告書への記入方法

12～13ページをご参照の上、ご記入ください。

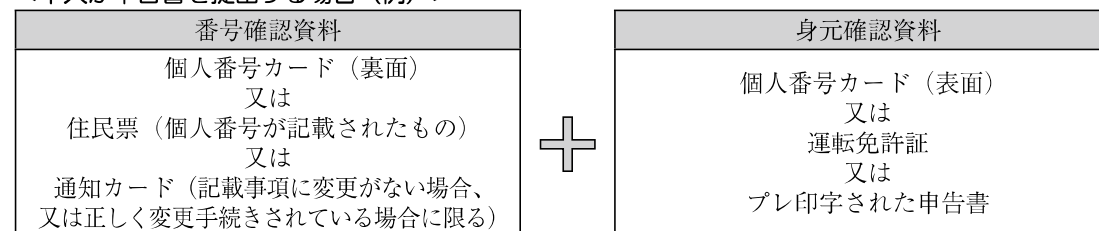
なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

### (2) 本人確認資料について

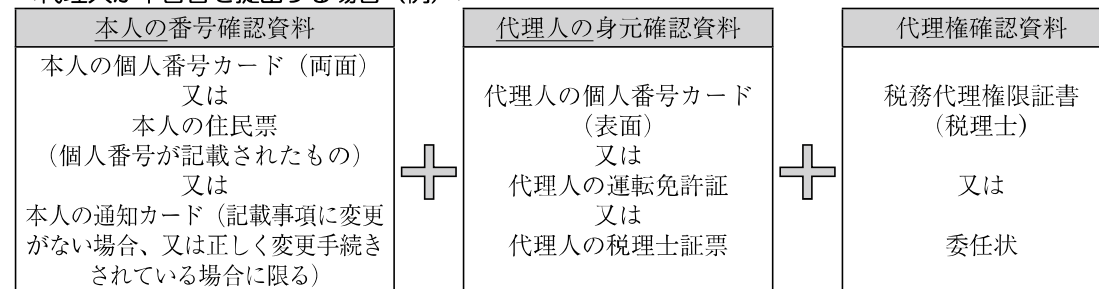
個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送又は電子申告にてご提出される場合は、資料の写し(コピー又はPDFデータ)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

#### <本人が申告書を提出する場合(例)>



#### <代理人が申告書を提出する場合(例)>



※ 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の場合は、代理人の身元確認資料及び代理権確認資料は不要です(代理人の身元は電子証明書により、代理権は本人の利用者ID利用により確認します)。また、マイナンバー制度施行後(平成28年1月以降)に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合は、本人の番号確認資料についても添付不要です。本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合も添付不要です。

上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページに掲載しています。

### (3) 個人番号欄の「\*」印字について

東京都主税局においては、本人確認措置の実施による個人番号の取得と併せ、順次システムによる個人番号の収集を行っています。(番号法第14条第2項)

これらにより有効に個人番号を取得できた方については、東京都が配付する申告書に「\*」印字がされています。「\*」印字がされている方につきましては、申告書ご提出の際に個人番号の記入を省略していただいで差し支えありません。

ただし当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記入が必要である点、ご注意ください。

## 9 非課税・課税標準の特例・減免等

### (1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2、4、5、6、8、9項)、同法附則第14条(第1～2項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」<sup>(\*1)</sup>をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

### (2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3(第1～34項)、同法第349条の3の4、同法附則第15条(第1～49項)、同法附則第15条の2(第1、2項)、同法附則第15条の3、同法附則第56条(第12、15項)、同法附則第61(63)条、同法附則第62(64)条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」<sup>(\*2)</sup>等をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(例) 内航船舶、外国貿易用コンテナ、公共の危害防止用施設・設備、企業主導型保育事業の用に直接供する資産、先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

### (3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、東京都都税条例第134条第1項、同条例施行規則第31条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります)。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」<sup>(\*3)</sup>をご請求の上、必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

(1)～(3)の主な適用資産については、主税局ホームページでご覧いただけます。

また、(1)～(3)の適用を受けていた資産が適用要件を満たさなくなった場合は、資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。

(連絡先：裏表紙「14東京都都税事務所一覧表」参照)

### (4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却、耐用年数の確認を適用した償却資産にかかる届書」<sup>(\*4)</sup>をご請求の上、必要事項を記入し、承認通知書若しくは届出書の写しとともにご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

**注意** 電子申告により申告データを送信される場合も、<sup>(\*1)</sup>から<sup>(\*4)</sup>までの様式及び添付書類は、郵送又は窓口での提出が必要となります。

<sup>(\*1)</sup>から<sup>(\*4)</sup>までの各様式について、主税局ホームページからダウンロードできます。

## 10 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備につ いては定額法)	原則として、『固定資産評価基準』*に定 める減価率によります。 (10ページ<減価残存率表>をご参照く ださい。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

\* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

## 11 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、現地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

## 12 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第6項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(5ページ[2] 申告から課税までのながれ)参照)とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

## 13 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等（賃借人（テナント）等が取り付けた場合）、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン等）、LAN 設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐 車 場 業	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

※ 上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

### 申告書のご提出の前に…

- 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記入されていますか？
- ご捺印されましたか？
- 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- 控えのご返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？
- 申告書の提出先は、資産の所在する区にある都税事務所（裏表紙参照）にされていますか？

令和3年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き 登録番号(2)25  
 令和2年11月発行  
 編集・発行 東京都主税局資産税部固定資産評価課  
 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎23階 電話(03)5388-3014 (ダイヤルイン)  
 印刷 宮嶋印刷株式会社

# 14 東京都都税事務所一覧表

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

都税事務所	郵便番号	所在地	最寄交通機関	償却資産班 電話番号
千代田	101-8520	千代田区内神田 2-1-12	J地鉄 神大 手町	03 (3252) 7153
中央	104-8558	(移転前 令和2年12月28日まで) 中央区入船 1-8-2	J地鉄 八新 丁堀	03 (3553) 2169
		(移転後 令和3年1月4日から) 中央区新富 2-6-1		
港	106-8560	港区麻布台 3-5-6	バス 麻神 布谷 台	03 (5549) 3814
新宿	160-8304	新宿区西新宿 7-5-8	J地鉄 新大 久宿保	03 (3369) 7168
文京	112-8550	文京区春日 1-16-21	地下鉄 春後 楽日園	03 (3812) 3423
台東	111-8606	台東区雷門 1-6-1	地下鉄 田原 町草	03 (3841) 1926
墨田	130-8608	墨田区業平 1-7-4	東武スカイツリーライン とうきょうスカイツリー	03 (3625) 5023
江東	136-8533	江東区大島 3-1-3	地下鉄 西大島	03 (3637) 7133
品川	140-8716	品川区広町 2-1-36	J地鉄 東急大井町線 大井町	03 (3774) 6682
目黒	153-8937	目黒区上目黒 2-19-15	東急東横線 中目黒 目黒区総合庁舎前	03 (5722) 9074
大田	144-8511	大田区西蒲田 7-11-1	J地鉄 東急池上線 蒲田	03 (3733) 2426
世田谷	154-8577	世田谷区若林 4-22-13	東急世田谷線 松陰神社前 世田谷区役所入口	03 (3413) 7125
渋谷	150-6007	渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階	J地鉄 恵比寿	03 (5420) 1664
中野	164-0001	中野区中野 4-6-15	Jバス 中新井中野野通	03 (3386) 1118
杉並	166-8502	杉並区成田東 5-39-11	J地鉄 阿南阿佐ヶ谷	03 (3393) 1180
豊島	171-8506	豊島区西池袋 1-17-1	J地鉄 池袋	03 (3981) 1647
北	114-8517	北区中十条 1-7-8	J地鉄 十条	03 (3908) 1180
荒川	116-8586	荒川区西日暮里 2-25-1	J京成線 日暮里	03 (3802) 8121
板橋	173-8510	板橋区大山東町 44-8	東武東上線 板橋区役所前	03 (3963) 2436
練馬	176-8511	練馬区豊玉北 6-13-10	西武池袋線 練馬	03 (3993) 2034
足立	123-8512	足立区西新井栄町 2-8-15	東武伊勢崎線 西新井 東武大師線	03 (5888) 6324
葛飾	124-8520	葛飾区立石 5-13-1	バス 葛飾区役所 成線 立石	03 (3697) 8853
江戸川	132-8551	江戸川区中央 4-24-19	Jバス 江戸川区役所前 新小岩	03 (3654) 2163

◎主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) では、各都税事務所までの交通手段や地図を掲載しています。都税事務所までお越しになる際は、ご利用ください。



# 固定資産税（償却資産） 申告のお願い

申告を担当される税理士の  
皆様へのご案内です



# 償却資産とは

申告の手引き3ページ参照

土地及び家屋以外の「事業用資産」で、減価償却費が経費に算入されているもの。

(地方税法第341条第4号)

1月1日(賦課期日) 現在所有している償却資産を申告することになっています。

(地方税法第383条)

## 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
①	構築物 (建物附属設備含む)	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板等 受変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 賃借人(テナント)等が施工した内装・造作、建築設備等
②	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、 機械式駐車場設備(ターンテーブル含む)等
③	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
④	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤	車両及び運搬具	大型特殊自動車等 ※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック 等は対象外
⑥	工具、器具 及び備品	事務機器、事務机・椅子、陳列ケース、レジスタ、ルームエアコン、 医療機器、理容・美容機器、測定工具、検査工具等

# 家屋と償却資産の区分

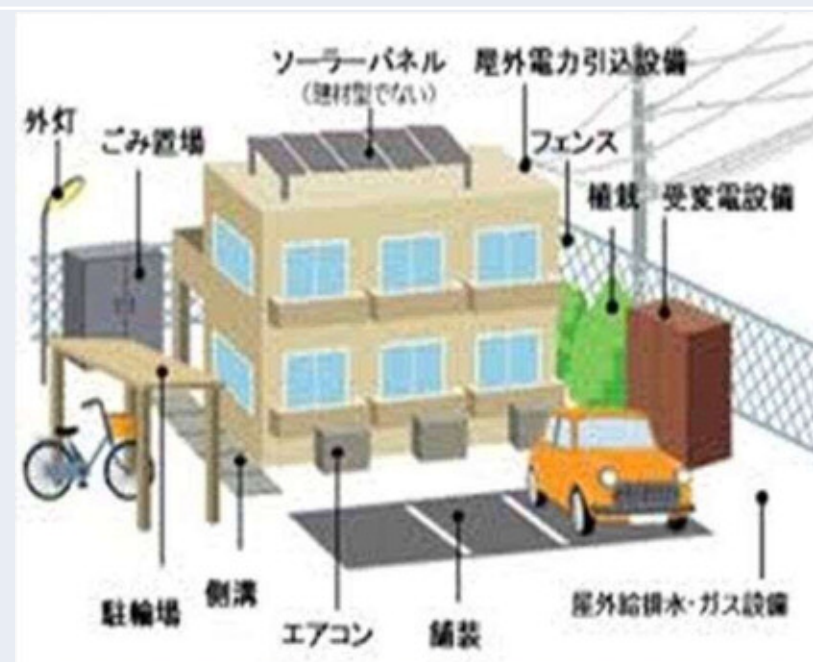
申告の手引き 4 ページ参照

## 償却資産として申告するもの

### 事務所ビル



### 賃貸アパート



① 独立した機械及び装置としての性格が強いもの

受変電設備、自家発電設備、ルームエアコン、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等

② 家屋と構造上一体となっていないもの

屋外に設置された給水塔、ガス及び水道の配管等

③ 特定の生産又は業務の用に供されるものなど

工場における動力源、熱源、水処理、汚水処理、ホテル、病院、社員食堂等における厨房設備等

テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等は、  
**テナント等の方の申告の対象**です。



# 申告書の書き方（種類別明細書）

申告の手引き14ページ参照

- 確定申告書等に記載された償却資産を種類別明細書に書き写します。  
(初めてご申告される方は、対象となる資産をすべて書き写してしてください。)

## 確定申告書「減価償却費の計算」のページ

○減価償却費の計算

(令和  
年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 改定償却率
外構工事	1式	2.5	1,000,000	参照不要		15	
東京ハイツ	1棟	2.5	41,200,000		34		
エアコン	2台	2.5	800,000		6		
ソフトウェア	1式	2.6	500,000		5		
棚	1式	2.8	150,000			1/3	
パソコン	1台	2.10	200,000				

- ①家屋の中にも含まれる償却資産は抜き出して  
ください。
- ②無形固定資産は申告の対象外です。
- ③3年間で一括償却した資産については、  
申告の**対象外**です。
- ④少額資産の特例により、経費算入した資産  
は申告の**対象**です。

摘要
一括償却
即時償却

## 種類別明細書

・資産の種類

- 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
- 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品

### 令和 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産)

番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ) 十 万 千 円	耐用年数	償却率	償却方法
					年号	年	月				
01		1	外構工事	1	5	2	5	1,000,000	15		
02		1	受変電設備	1	5	2	5	1,200,000	15		
03		6	エアコン	2	5	2	5	800,000	6		
04		6	パソコン	1	5	2	10	200,000	4		
05					5						

・耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」  
に掲げる耐用年数を記入してください。

第二十六号様式別表一(提出用)

# 申告書の書き方（償却資産申告書）

申告の手引き12ページ参照

●償却資産申告書に事業者の氏名・住所や取得価額の合計等を記入します。

**住所**  
納税通知書の送付先をご記入ください。

**氏名**  
・共有の場合は、「代表者外〇名」という共有名義でご記入ください。併せて、「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

令和 年度

新宿 都税事務所長殿 **償却資産申告書（償却資産課税台帳）**

住所：新宿区西新宿2丁目8-1 (電話 03-1234-XXXX)

氏名：東京 太郎 外1名 (東京)

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	2200000			2200000
2 機械及び装置				
3 船 舶				
4 航空機				
	1000000			1000000
	3200000			3200000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地：新宿区西新宿2-8-1

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分：自己所有 借家

18 備考(添付書類等)：共有者 東京 花子 千代田区内神田 2丁目-1-12

**取得価額（前年中に取得したもの）**  
種類別明細書に記載した資産の取得価額の合計額を記入します。

※申告もれや移動により受け入れた資産についても、その資産を初めて申告される場合は、「前年中に取得したもの (ハ)」に合計額を記入してください。

**資産所在地**  
事業所用家屋の所有区分記入もれにご注意ください。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



# よくあるご質問

## Q 1 毎年申告する必要がありますか？

税務署に所得税の確定申告を行っている方でも、別途、資産の所在する区にある都税事務所に固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

## Q 2 申告もれがあった場合はどうすればよいですか？

修正申告書をご提出ください。修正申告書の提出が難しい場合は、翌年度の申告の際に、申告もれ資産が分かるように明細書に記載の上ご提出ください。

## Q 3 年度途中で23区内で事務所等に移転した場合の申告書の提出先はどこですか？

（例）令和3年9月に港区から中央区に移転した場合の令和4年度の申告書の提出先  
中央都税事務所・・・1月1日現在、中央区内に所有している資産を申告してください。  
港都税事務所・・・1月1日現在、港区内に所有している資産を申告してください。

（港区の資産が事務所の移転によりすべてなくなった場合は、全品減少の申告をお願いします。）

中央都税事務所へ  
ご申告よろしくお願いいたします




ご不明点はお気軽にお問い合わせください  
☎ 03-3553-2169（償却資産班 直通）



# 地方税共通納税システム について



 東京都主税局



## 共通納税システムについて

- |         |      |
|---------|------|
| 1.概要    | P2～  |
| 2.納税の手順 | P10～ |
| 3.参考資料  | P33～ |



# 1. 概要



## 1 サービスの概要 (PCdesk)

### (1) eLTAX対応ソフトウェアについて

PCdesk・・・地方税共同機構が提供する、  
無償で利用可能なeLTAX対応ソフトウェア。  
PCdeskには、以下の3種類がある。

ダウンロード PCdesk(DL版)	パソコンにソフトウェアをダウンロードして利用する。
ウェブ PCdesk(WEB版)	パソコンのブラウザ上で利用する。
スマートフォン PCdesk(SP版)	スマートフォンのブラウザ上で利用する。

市販税務ソフト・・・民間企業が開発・販売するeLTAX対応ソフトウェア。  
提供される機能は、各社によって異なる。

# 1 サービスの概要 (PCdesk)



エルタックス  
**eLTAX**  
地方税ポータルシステム

お問い合わせ

サイトマップ

文字サイズ

標準

大

PCdesk (WEB版)

自治体等ページ



eLTAXのご案内

電子申告

共通納税

電子申請・届出

サポート

## サポート

各種ドキュメント

用語集

よくあるご質問

お問い合わせ

アンケート

eLTAXホームページ → トップページ右上「サポート」 → 「各種ドキュメント」

# 1 サービスの概要 (PCdesk)

## (2) 利用可能なサービス

機能 納税者 ソフト	利用届出			申告	申請 届出	納税		メッセージ 照会	処分 通知等 照会
	新規	廃止	変更 ・ 照会			口座 登録	納税		
PCdesk (DL版)	△ ※1	○	○	○	×	○	○	○	○
PCdesk (WEB版)	○	○	×	× ※2	○	○	○ ※2	○	×
PCdesk (SP版)	×	×	×	×	×	×	×	○ ※3	×
市販税務ソフト	各社の仕様による					×	各社の仕様による		

※1 代理人のみ作成可。

※2 PCdesk (WEB版) では、申告はできないが納税は行える。

※3 メッセージの印刷・添付ファイルの閲覧やダウンロード不可。

## 1 サービスの概要 (PCdesk)

### (3) サービス時間

#### (1) 情報リンク方式・ダイレクト方式による電子納税のサービス時間

<b>通常期</b> (祝日等及び12月29日 ～1月3日を除く)	平日	8:30-24:00	ただし、毎月末の土曜日及び その翌日の日曜日は運用
<b>繁忙期</b> (1月15日～3月15日)	毎日	8:30-24:00	

インターネットバンキング

#### (2) オンライン方式 (ATM・IB) による電子納税のサービス時間

<b>通常期</b> (1月1日～1月3日を除く)	毎日	0:00-24:00	メンテナンス時間帯を除く
------------------------------	----	------------	--------------

※ 金融機関等の運用時間によって、電子納税が可能な時間は異なる。

### 3 地方税共通納税システムで取り扱う収納手段について

#### 2021年10月現在

##### (1) 情報リンク方式

地方税共通納税システムからインターネットバンキングまで、税額等の納付に関する情報を引き継ぎ、一連の操作で納付が可能な方式。

##### (2) ダイレクト方式

事前に登録した金融機関口座を指定し直接納付する方式で、納付の操作にインターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要としない。

(代理申告の手続きの中で納付手続きも可能である。)

##### (3) オンライン方式

金融機関のATMやインターネットバンキングに直接、ペイジーのキー情報を入力して納付する方式。

(eLTAXの時間外や現金での納付を希望する場合、有効な手段である。)

将来の可能性

クレジットカード納付・  
コンビニ納付・  
口座振替等、  
収納方法の  
拡大

※インターネットバンキングの利用には、金融機関との契約が別途必要

※対応する収納手段は、金融機関ごとに異なる（対応状況は、eLTAXの一般向けホームページに掲載）



## 2 地方税共通納税システムで納付可能な税目について

### 2021年10月現在

#### (1) 電子申告データ・特徴税額通知と連動し納付する税目

- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税（特別法人事業税（地方法人特別税）を含む。）
- ・ 法人市町村民税
- ・ 事業所税
- ・ 個人住民税  
（退職所得に係る納入申告・給与特徴で税額通知が電子的に送付されている場合）
- ・ 都道府県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

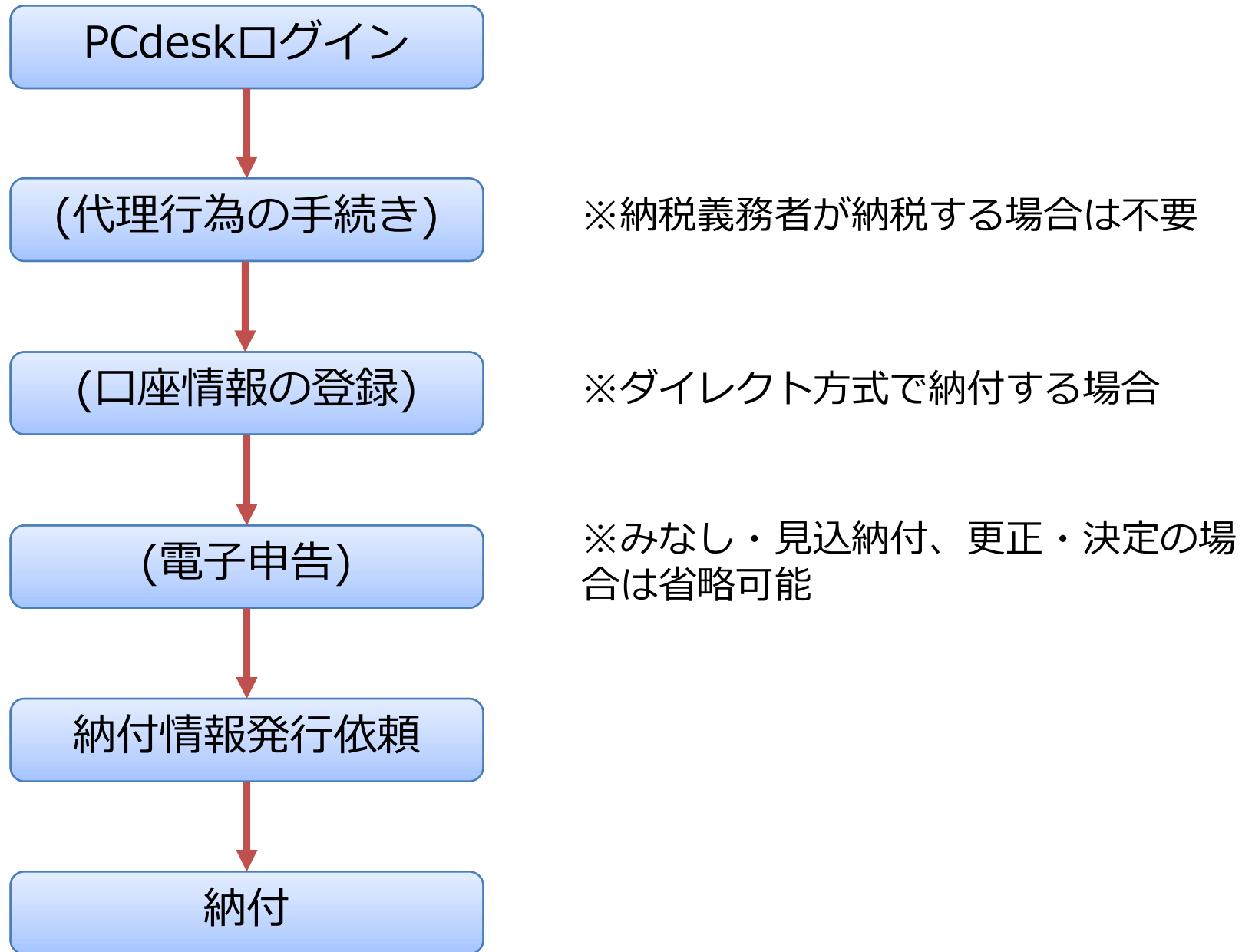
#### (2) 納付金額等を入力（またはデータ取込）し納付する税目

- ・ 法人都道府県民税のみなし・見込納付
- ・ 法人事業税（特別法人事業税（地方法人特別税）を含む。）のみなし・見込納付
- ・ 個人住民税  
（給与特徴で税額通知が電子的に送付されていない場合）
- ・ 法人市町村民税のみなし・見込納付

将来の可能性

**固定資産税・  
自動車税・  
軽自動車税等、  
賦課税目等へ  
の拡大**

## 4 納税の流れ





## 2. 納税の手順

# 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

「メインメニュー」  
↓  
「納税メニュー」  
↓  
「口座情報の登録」

**申請・届出書の作成** >  
申請・届出書の作成を行います。

**申請・届出書の照会・編集** >  
保存又は送信した申請・届出書の照会や、編集、  
複写、署名、送信を行います。

**申請・届出書の読込** >  
作成途中で一時保存した申請・届出書の読み込み  
を行います。

**追加添付資料の作成** >  
既へ送信した申請・届出書に対して添付資料・財  
務諸表の追加を行います。

**納税者切替** >  
別の納税者への切替を行います。  
又は、代理行為を終了します。

**納税メニュー** >  
発行依頼した納付情報の確認及び納付を行います。

**メッセージ照会** >  
選択中の関与先のメッセージを照会します。

**納税メニュー**

**口座情報の登録・変更**      ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

**口座情報の登録** >  
口座情報の登録を行います。

**口座情報の確認・変更** >  
口座情報の確認及び変更を行います。

**納付情報発行依頼**      電子納税に必要な納付情報発行依頼を作成します。

**電子申告連動** >  
電子申告を行った申告の  
納付情報発行依頼を行います。

**個人住民税(特徴)** >  
個人住民税(特徴)の  
納付情報発行依頼を行います。

## 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

地方税ダイレクト方式で納付するための利用規約に同意



口座に関する情報、口座開設時に金融機関へ届けた住所等の情報を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。  
金融機関名を入力する場合は、「金融機関選択」ボタンをクリックしてください。  
法人の場合は、口座名義人氏名(カナ/漢字)に、会社名・金融機関お届けの肩書き・代表者名を省略せずに、  
正確に入力してください。※  
口座名義人氏名(カナ)が40桁を超える場合、以下のように省略可能です。  
株式会社〇〇 ⇒ カ) 〇〇  
〇〇株式会社 ⇒ 〇〇 (カ)  
入力した内容は、申込用紙及びラベルに印刷されます。

「利用者情報を転記」ボタンをクリックすると、現在登録されている利用者情報を郵便番号から法人名称(氏名)までの項目に転記します。  
利用者情報を転記しない場合には、以下の項目に入力してください。

郵便番号  -  (半角数字) 住所検索

**⚠ 法人(本人)名義の口座のみ登録可能**



## 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

「口座情報登録確認」画面で、入力した情報に誤りがないことを確認



金融機関宛の書類  
を印刷する

# 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

## 「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」送付時の注意点

**2** 住所・預金名義人は、金融機関に届け出たものとする。  
預金名義人は、「肩書き」「代表者氏名」の記載が漏れていないことを確認する。(ゆうちょ銀行を除く。)

**4** 金融機関の統廃合等により、登録した口座情報に変更が入る場合は、再提出の必要がある。

**5** 口座振替依頼書印刷時に印刷された宛名ラベルを使い、金融機関に送付する。

**1** 「金融機関提出用」のみを金融機関に送付し、「ご利用者様控え用」は送付しない。

**3** 問題なし／不備のいずれの場合でも書類は返却されない。  
 審査結果はシステムのメッセージ経由で通知されるため、そちらを確認する。

# 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

## 宛名ラベル

以下のラベル部分をお客様自身で印刷いただき、封筒に張り付けて**郵送**をお願いします。

※**封筒と切手**はお客様自身でご用意をお願いします。

なお、**金融機関の窓口では、お取扱いできませんので、必ず宛先に郵送してください。**

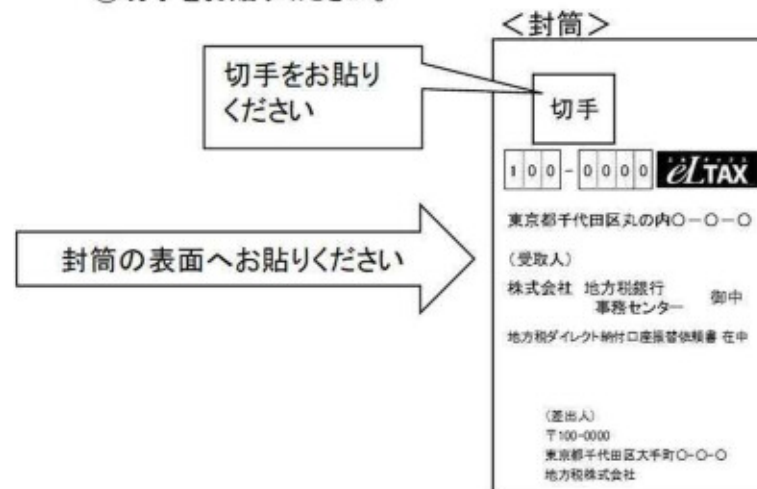
### ●送付先

100	-	0000	eLTAX
東京都千代田区丸の内〇-〇-〇			
(受取人)			
株式会社	地方税銀行	御中	
	事務センター		
地方税ダイレクト納付口座振替依頼書 在中			
(差出人)			
〒100-0000			
東京都千代田区大手町〇-〇-〇			
地方税株式会社			

キリトリ線

### <ご利用法>

- ①左記のラベルを、サイズ(A4版)を変えずに裏表とも白色の用紙に印刷してください。
- ②点線で切り取り、封筒に貼りつけご利用ください。  
(糊付する際は、はがれないように、しっかりとお貼りください。)
- ③切手をお貼りください。



- ④地方税ダイレクト納付口座振替依頼書を封入の上、**ご郵送ください。**  
(金融機関へ送付の際は、口座振替依頼書以外の書類を同封しないでください。)

### 【ご注意】

1. 印刷の際はサイズの変更(拡大・縮小)をせず、実寸(A4版)で裏表とも白色の用紙で印刷してください。
2. 印刷のカスレ(不鮮明)、ズレ又は**印鑑不鮮明**等がある場合、受付できない場合がございます。
3. お客様控えにも、金融機関提出用と同じお届け印を押印し、お手元に保管してください。
4. 不備があった場合でも、お客様には、口座振替依頼書を返却できませんので、予め御了承ください。

# 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

## 審査結果確認方法

…「メインメニュー」→「メッセージ照会」→一覧から選択

The screenshot displays the '代理行為メニュー' (Proxy Action Menu) on the left and the 'メッセージ照会' (Message Inquiry) section on the right. The 'メッセージ照会' menu item is highlighted with a red dashed box. A blue arrow points from this menu item to the message list on the right.

**代理行為メニュー**

- 申請・届出書の作成 > 申請・届出書の作成を行います。
- 申請・届出書の読込 > 作成途中で一時保存した申請・届出書の読み込みを行います。
- 納税者切替 > 別の納税者への切替を行います。又は、代理行為を終了します。
- メッセージ照会 >** 選択中の関与先のメッセージを照会します。

**申請・届出書の照会・編集 >**

メッセージ一覧

メッセージの詳細を確認する場合は対象のメッセージを選択し、「表示」ボタンをクリックしてください。  
[絞り込み条件]を指定し、「検索」ボタンをクリックすると、表示するメッセージを絞り込むことができます。  
背景が灰色のメッセージは削除済みのため、詳細を表示できません。

絞り込み条件: 全て 未読 既読 発行日時 [ ] 時 [ ] 分 ~ [ ] 時 [ ] 分 検索

選択	未/既	重	件名	発行元	発行日時	受付日時	受付番号	表示期限	添付
<input type="radio"/>	既		利用届出受付完了通知	大蔵府 大蔵府中央府税事務所	2019/09/06 21:06	2019/09/06 21:06	T1-2019-00000624	2019/10/06	
<input type="radio"/>	既		申請・届出受付完了通知	大蔵府 大蔵府中央府税事務所	2019/09/06 20:57	2019/09/06 20:57	50-2019-00001082	2019/09/26	
<input type="radio"/>	既		申請・届出受付完了通知	大蔵府 大蔵府中央府税事務所	2019/09/06 20:51	2019/09/06 20:51	50-2019-00001081	2019/09/26	
<input type="radio"/>	既		申請・届出受付完了通知	大蔵府堺市 堺市	2019/09/06 20:50	2019/09/06 20:50	50-2019-00001080	2019/12/05	

全 4 件 4 件表示 前頁 1 / 1 次頁

< 戻る 表示

# 1 ダイレクト方式の開始手続き (Web版)

The screenshot shows a web interface for checking messages. On the left is a teal sidebar with a 'メインメニュー' (Main Menu) button. The main content area is titled 'メッセージ照会' (Message Inquiry) and contains the following text:

メッセージの内容は以下のとおりです。  
表示している内容は、「印刷」ボタンから印刷することができます。

発行元	eLTAX 地方税ポータルシステム		
発行日時	2019/09/17 20:10:45	表示期限	2020/01/15
件名	口座登録通知 (審査結果)		
メッセージ本文	ダイレクト方式による納付で使用する口座の登録が完了しました。本日より、使用可能です。(MUE400I)		
登録日	2019/09/17		

At the bottom left, there is a '< 戻る' (Back) button. At the bottom right, there is a '印刷' (Print) button and a zoom level indicator set to 100%.

**⚠ 審査に要する期間は、金融機関により異なる**



## 2 納付情報発行依頼(電子申告済)

**納税メニュー**

**口座情報の登録・変更**    ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

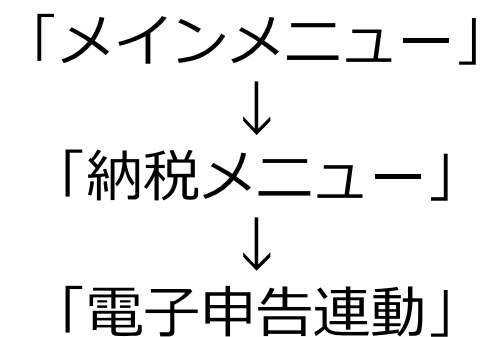
- 口座情報の登録 >**  
口座情報の登録を行います。
- 口座情報の確認・変更 >**  
口座情報の確認及び変更を行います。

**納付情報発行依頼**    電子納税に必要となる電子的な納付書を作成します。

- 電子申告連動 >**  
電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。
- 個人住民税（特徴） >**  
個人住民税（特徴）の納付情報発行依頼を行います。
- みなし・見込納付、更正・決定 >**  
みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。

**確認・納付**    発行された納付情報を確認し、納付を行います。

- 納付情報発行依頼の確認・納付 >**  
納付情報発行依頼の確認及び納付を行います。



## 2 納付情報発行依頼(電子申告済)

納付対象申告一覧

1 納付対象一覧 2 納入金一覧 3 納入金確認 4 発行依頼完了

### 検索条件指定

検索条件を指定し、「検索」ボタンをクリックしてください。  
表示された一覧から納付対象の申告データを選択後、「次へ」ボタンをクリックして、納付情報発行依頼を行ってください。

手続名

事業年度・期別等

発行依頼状況

### 納付対象申告一覧

No.	選択	納付先	手続名	事業年度・期別等	申告額	納付税額	発行依頼	職権訂正	申告受付番号	申込書受付日時
1	<input checked="" type="checkbox"/>	宮城県大河原風 税事務所長	法人郡道庁県民税・ 事業税・地方法人特 別税 確定申告	H31/04/01~ R02/03/31	1,987,500円	0円			R1-2019- 00032832	2019/08/15 18:17

検索結果：1件

税目や申告区分・事業  
年度等を指定し、検索

一覧より納付情報発行  
依頼を行う申告データ  
を選択

## 2 納付情報発行依頼(電子申告済)

### 納付・納入金額一覧



納付・納入金額の入力後、納付情報の発行依頼を行います。  
明細の修正を行う場合は、「明細修正」ボタンをクリックしてください。  
内容に誤りがなければ、「次へ」ボタンをクリックしてください。

### 納付・納入金額入力(総括表)

納税者の氏名 又は名称	株式会社 地方税商事
利用者名(カナ) <b>必須</b>	チホウゼイショウジ
利用者名(漢字) <b>必須</b>	地方税商事
住所 <b>必須</b>	東京都千代田区永田町1-2-3
手続名	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

本税合計	1,987,500円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	1,987,500円

利用者情報を入力する

申告をもとにした  
納入金額を確認

### 納付・納入金額入力(明細)

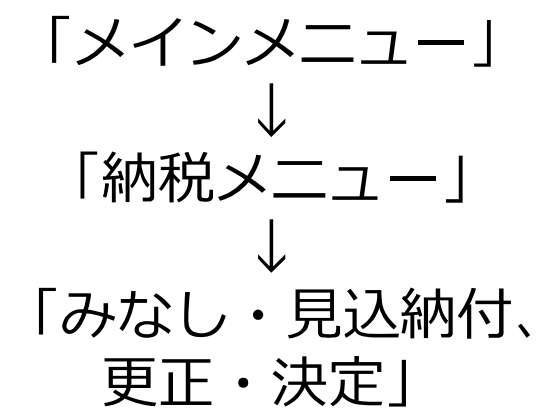
No	納付先	事業年度・期別等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
1	宮城県大河原農 税事務所長	H31/04/01~R02/03/31	1,987,500円	0円	0円	0円	1,987,500円

修正する場合はここで編集する

### 3 納付情報発行依頼(未申告)

The screenshot displays a web interface for tax services. It is organized into several sections:

- 納税メニュー (Tax Menu)**:
  - 口座情報の登録・変更 (Account Information Registration/Change)**: ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。
    - 口座情報の登録 (Account Information Registration): 口座情報の登録を行います。
    - 口座情報の確認・変更 (Account Information Confirmation/Change): 口座情報の確認及び変更を行います。
  - 納付情報発行依頼 (Request for Issuance of Payment Information)**: 電子納税に必要となる電子的な納付書を作成します。
    - 電子申告連動 (Electronic Filing Linkage): 電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。
    - 個人住民税(特徴) (Individual Resident Tax (Features)): 個人住民税(特徴)の納付情報発行依頼を行います。
    - みなし・見込納付、更正・決定 (Assumed/Estimated Payment, Correction/Decision)**: みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。 (This item is highlighted with a red dashed border in the original image.)
  - 確認・納付 (Confirmation/Payment)**: 発行された納付情報を確認し、納付を行います。
    - 納付情報発行依頼の確認・納付 (Confirmation/Payment of Requested Payment Information): 納付情報発行依頼の確認及び納付を行います。



### 3 納付情報発行依頼(未申告)

納付情報作成方法選択

1 作成方法選択 2 納入金一覧 3 納入金確認 4 発行依頼完了

納付情報の作成方法を選択します。  
以下のいずれかを選択してください。

手入力による作成

申告税目、申告区分、事業年度・期別等を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。  
確定申告期限を延長し、見込額で納付を行う場合は、「確定申告（見込納付）」を選択してください。  
中間申告期限内に、仮決算に基づく中間申告書を提出しなかった場合には、予定申告が行われたとみなされます（みなし申告）。  
このみなし申告による中間納付を行う場合は、「予定申告（みなし納付）」を選択してください。

申告税目	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 ▼
申告区分	予定申告（みなし納付） ▼
事業年度・期別等	令和01 ▼ 年 5 月 1 日 ~ 令和02 ▼ 年 4 月 30 日

過去の納付情報をもとにして作成

ファイル取込による作成

対象のファイルを選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

ファイル名	<input type="text"/>	ファイル選択
-------	----------------------	--------

[戻る](#) [次へ](#)

**⚠ 情報に誤りがあると、納付データの反映に時間がかかる**



### 3 納付情報発行依頼(未申告)

納付・納入金額一覧

作成方法選択 納入金一覧 納入金確認 発行依頼完了

納付・納入金額の入力後、納付情報の発行依頼を行います。  
明細の追加を行う場合は、「追加」ボタンをクリックしてください。  
明細の修正・削除を行う場合は、「編集」ボタン、「削除」ボタンをクリックしてください。  
内容に誤りがなければ、「次へ」ボタンをクリックしてください。

納付・納入金額入力 (総括表)

納税者の氏名  
又は名称 株式会社 地方税

利用者名(カナ) 必須 子ホウゼイ (全角英  
全角力)

利用者名(漢字) 必須 地方税

住所 必須 東京都千代田区千代田 1 - 2 - 3

手続名 法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告 (見込納付)

本税合計	0円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	0円

納付・納入金額内訳

納付・納入金額入力 (明細)

**追加**

納付情報を作成するには「追加」ボタンをクリックしてください。

納付情報発行依頼を複数送信する場合は、  
他の納付情報と区別できるような説明を、まとめ納付見出しに入力してください。

まとめ納付見出し  (全角)

< 戻る 次へ

利用者名・住所を入力

「追加」をクリック

### 3 納付情報発行依頼(未申告)

明細情報入力 (みなし納付・見込納付、更正・決定)

作成方法選択 納入金一覧 明細情報入力

#### 明細情報入力

みなし納付・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を作成するために、必要となる情報を入力します。  
必須項目と税額を入力後、「確定」ボタンをクリックしてください。

納税者の氏名又は名称	株式会社 地方税 太郎
地方公共団体 <small>必須</small>	東京都
区・事務所等 <small>必須</small>	東京都千代田都税事務所
申告税目	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税
申告区分	確定申告 (見込納付)
事業年度・期別等	R01 年 5 月 1 日 ~ R02 年 4 月 30 日
備考	<div style="border: 1px solid gray; height: 100px; width: 100%;"></div> (全角)

「地方公共団体」・「区・事務所等」  
を指定

#### 納付・納入金額入力

各内訳にマイナスの金額を入力した場合は、  
「納税額計算」ボタンを押下し、金額を調整してください。

法人都道府県民税 法人税割額	50,000円
法人都道府県民税 均等割額	0円
法人事業税 所得割額	0円
法人事業税 付加価値割額	0円
法人事業税 資本割額	0円
法人事業税 収入割額	0円
地方法人特別税額	0円
本税合計	50,000円
合計額	50,000円

納付税額を入力

「確定」

< 戻る

納税額計算 確定

## 4 納付情報発行依頼(共通)

納付・納入金額確認

納付情報発行を依頼します。  
内容を確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。

納付・納入金額(総括表)

納税者の氏名  
又は名称 株式会社 地方税局事

利用者名(カナ) 子ホフゼイショウジ

利用者名(漢字) 地方税局事

住所 東京都千代田区永田町 1-2-3

手続名 法人郡道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

本税合計	1,987,500円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	1,987,500円

納付・納入金額内訳

納付・納入金額(明細)

全 1 件

No	納付先	事業年度・期別等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
1	宮城県大河原道税事務所長	H31/04/01~R02/03/31	1,987,500円	0円	0円	0円	1,987,500円

金額の最終確認

まとめ納付見出し 宮城県大河原道税事務所長

戻る 送信



納付・納入金額確認

納付情報発行を依頼しました。  
この画面の内容を印刷する場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。  
納付情報が発行されるとメッセージが通知されます。通知が届いたら納付手続きを行ってください。

納付・納入金額(総括表)

納税者の氏名  
又は名称 株式会社 地方税局事

利用者名(カナ) 子ホフゼイショウジ

利用者名(漢字) 地方税局事

住所 東京都千代田区永田町 1-2-3

手続名 法人郡道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

本税合計	1,987,500円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	1,987,500円

納付・納入金額内訳

納付・納入金額(明細)

全 1 件

No	納付先	事業年度・期別等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
1	宮城県大河原道税事務所長	H31/04/01~R02/03/31	1,987,500円	0円	0円	0円	1,987,500円

依頼完了

まとめ納付見出し 宮城県大河原道税事務所長

印刷 納付メニューへ

## 4 納付情報発行依頼(共通)

### 納付情報発行結果

…「メインメニュー」→「メッセージ照会」から確認可能

発行元	地方税共同機構		
発行日時	2019/06/05 15:37:58	表示期限	2019/10/03
件名	納付情報発行結果		
メッセージ本文	<p>納付情報が発行され、納付が可能になりました。 納税メニューから納付手続きを行ってください。(MRE001I)</p> <p>&lt;&lt;&lt;納付情報発行依頼情報(総括情報)&gt;&gt;&gt;          納付情報発行日:R01年06月05日          まとめ納付見出し:          税目:個人住民税(特徴)          納税者の氏名(名称):株式会社 地方税商事          利用者名(カナ):チホウゼイショウジ          利用者名(漢字):地方税商事          明細数:仙台市等 全1件          納付・納入金額合計:800,000円</p> <p>&lt;ページー納付情報※&gt;          収納機関番号:13800          納付番号:24240774381605          確認番号:423764          納付区分:18395020601</p> <p>※金融機関のATMやインターネットバンキングで支払う場合は、ページー納付情報を入力し          ず。</p>		
受付日時	2019/06/05 15:37:58		
手続名	個人都道府県民税・市区町村民税(特別徴収)		
納入対象年月	2020/06		
まとめ納付見出し			
合計金額	800,000円		

 **納付情報が発行されるまで数分かかる**

## 5 納付の手続き

**納税メニュー**

**口座情報の登録・変更**      ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

**口座情報の登録** >      口座情報の登録を行います。

**口座情報の確認・変更** >      口座情報の確認及び変更を行います。

**納付情報発行依頼**      電子納税に必要な電子的な納付書を作成します。

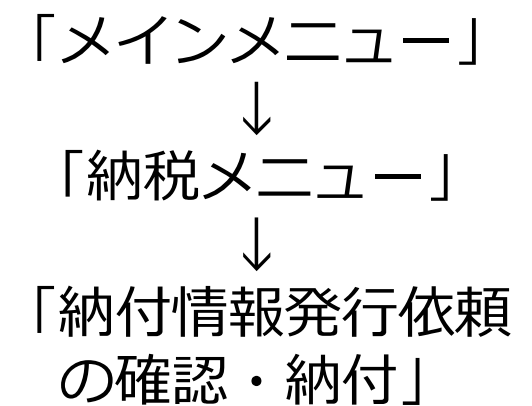
**電子申告連動** >      電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。

**個人住民税（特徴）** >      個人住民税（特徴）の納付情報発行依頼を行います。

**みなし・見込納付、更正・決定** >      みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。

**確認・納付**      発行された納付情報を確認し、納付を行います。

**納付情報発行依頼の確認・納付** >      納付情報発行依頼の確認及び納付を行います。





## 5 納付の手続き

納付情報一覧

1 納付情報一覧 2 納付情報確認 3 納付方法選択 4 納付確認 5 納付送信完了

検索条件指定

検索条件を指定し、「検索」ボタンをクリックしてください。

手続名 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

事業年度・期別等 平成30 年 04 月 01 日 ~ 令和1 年 03 月 31 日

納付状況 全て

検索 クリア

納付情報一覧

対象とする納付情報を1つ選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

選択	No	納付状況	納付情報作成日時	手続名
<input checked="" type="checkbox"/>	1	納付可	2019/06/05 15:23	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告
<input type="checkbox"/>	2	納付可	2019/06/04 18:26	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

(※1) D納付：ダイレクト方式による納付 I/B：インターネットバンキング

全2件中1~2件目を表示 1/1

戻る 期日指定キャンセル 次へ

検索

選択



納付情報は複数選択不可

「次へ」

## 5 納付の手続き

納付情報確認

納付情報一覧 納付情報確認 納付方法選択 納付確認 納付送信完了

納付発行情報の納付状況が「納付可」となっている場合、電子納付を行うことができます。  
電子納付を行う場合は、「次へ」ボタンをクリックしてください。

### 納付・納入金額(総括表)

納税者の氏名又は名称	株式会社 地方税商事	納付状況	納付可	
利用者名(カナ)	チホウゼイショウジ	取納機関	地方税共同機構	
利用者名(漢字)	地方税商事	払込内容	法二特別確定30年	
住所	東京都千代田区永田町1-2-3	取納機関番号	13800	
手続名	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税	納付番号	24240774381605	
事業年度・期別等	H30/04/01~H31/03/31	確認番号	368364	
	本税合計	1,730,600円	納付区分	18444300401
	加算金合計	0円	まとめ納付見出し	
	督促手数料合計	0円		
	延滞金合計	0円		
	合計額	1,730,600円		

### 納付・納入金額(明細)

全1件

No	納付先	事業年度・期別等	申告受付番号	本税合計	加算金合計	督促手
1	富城県大河原県税事務所 事務所長	H30/04/01~H31/03/31	R1201900031041	1,730,600円	0円	

〇〇都税事務所長

< 戻る

次へ >

「納付可」になっていることを確認

この段階で納付情報を修正したい場合  
→再度、納付情報の発行依頼を行い、  
納付情報を再取得する

## 5 納付の手続き

### ○インターネットバンキングの場合

納付方法選択

1 納付情報一覧 2 納付情報確認 3 納付方法選択 4 納付確認 5 納付送信完了

インターネットバンキングによる納付を行う場合は[インターネットバンキング]、ダイレクト方式による納付を行う場合は[ダイレクト方式]を選択してください。  
※ダイレクト方式が利用可能な口座の登録がない場合は、[ダイレクト方式]は選択できません。

納付方法選択

インターネットバンキング  
「次へ」ボタンをクリックしてください。

ダイレクト方式  
支払口座一覧から使用する口座を選択し、次に納付方法を選択してから「次へ」ボタンをクリックしてください。

支払口座一覧

選択	銀行名	支店名	科目	口座番号	記号-番号	口座名義(漢字)
<input checked="" type="radio"/>	三菱UFJ銀行	本店	普通	1234567		地方税商事

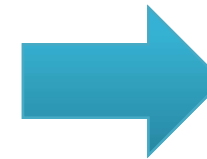
納付方法

今すぐ納付を行う。

納付日を指定して納付を行う。  
納付日を指定する場合は納付期限に注意してください。  
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。  
指定された期日の前日までに口座残高を必ずご確認ください。

年 月 日

戻る



支払金融機関の選択

地方税共同機構への支払を行う金融機関を選択してください。  
※貴協、貴協をご利用になる場合、リンク先のページにて再度金融機関の選択が必要です

個人用: ゆうちょ銀行 銀行 信用金庫 組合 農協 漁協 労働金庫  
法人用: ゆうちょ銀行 銀行 信用金庫 組合 農協 漁協 労働金庫  
その他: その他

個人用: 納付情報を送信する金融機関選択

ゆうちょ銀行  
ゆうちょ銀行

銀行

みずほ銀行	三井住友銀行
三井住友銀行	りそな銀行
横濱正金銀行	ジャパンネット銀行
楽天銀行	北海道銀行
農協銀行	みちのく銀行
秋田銀行	北都銀行
山形銀行	山形銀行
岩手銀行	東北銀行
七十七銀行	東邦銀行
群馬銀行	足利銀行
富山銀行	福井銀行
北陸銀行	千葉銀行
千葉興業銀行	愛知銀行
横浜銀行	朝日銀行
北越銀行	山梨中央銀行

金融機関を選択

## 5 納付の手続き

### ○ダイレクト方式の場合

#### 納付方法選択



インターネットバンキングによる納付を行う場合は[インターネットバンキング]、  
ダイレクト方式による納付を行う場合は[ダイレクト方式]を選択してください。  
※ ダイレクト方式が利用可能な口座の登録がない場合は、[ダイレクト方式]は選択できません。

#### 納付方法選択

インターネットバンキング

「次へ」ボタンをクリックしてください。

**ダイレクト方式**

支払口座一覧から使用する口座を選択し、次に納付方法を選択してから「次へ」ボタンをクリックしてください。

支払口座一覧

選択	銀行名	支店名	科目	口座番号	記号-番号	口座名義(漢字)
<input checked="" type="radio"/>	三菱UFJ銀行	本店	普通	1234567		地方税商事

納付方法

**今すぐ納付を行う。**

納付日を指定して納付を行う。

納付日を指定する場合は納付期限に注意してください。  
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。  
指定された期日の前日までに口座残高を必ずご確認ください。

年 月 日

< 戻る

次へ >

・「今すぐ納付を行う。」…即納付完了

・「納付日を指定して納付を行う。」…納付情報発行依頼を行った日から120日以内の日付を指定

## 5 納付の手続き

### 納付結果通知

…「メインメニュー」→「メッセージ照会」から確認可能

納税者の 氏名又は名称	zsb04321569 (株) 共通納税法人利用者010
発行元	地方税共同機構
発行日時	R01/08/27 09:33:30 表示期限 R01/12/25
件名	納付結果通知
メッセージ本文	納付が完了しました。(MRE0021)  <<<納付情報(総括情報)>>> 納付完了日:R01年08月27日 まとめ納付見出し:
受付日時	R01/08/27
手続名	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告
事業年度・期別等	H30/04/01 ~ H31/03/31
納付金額	1,500,000円

閉じる





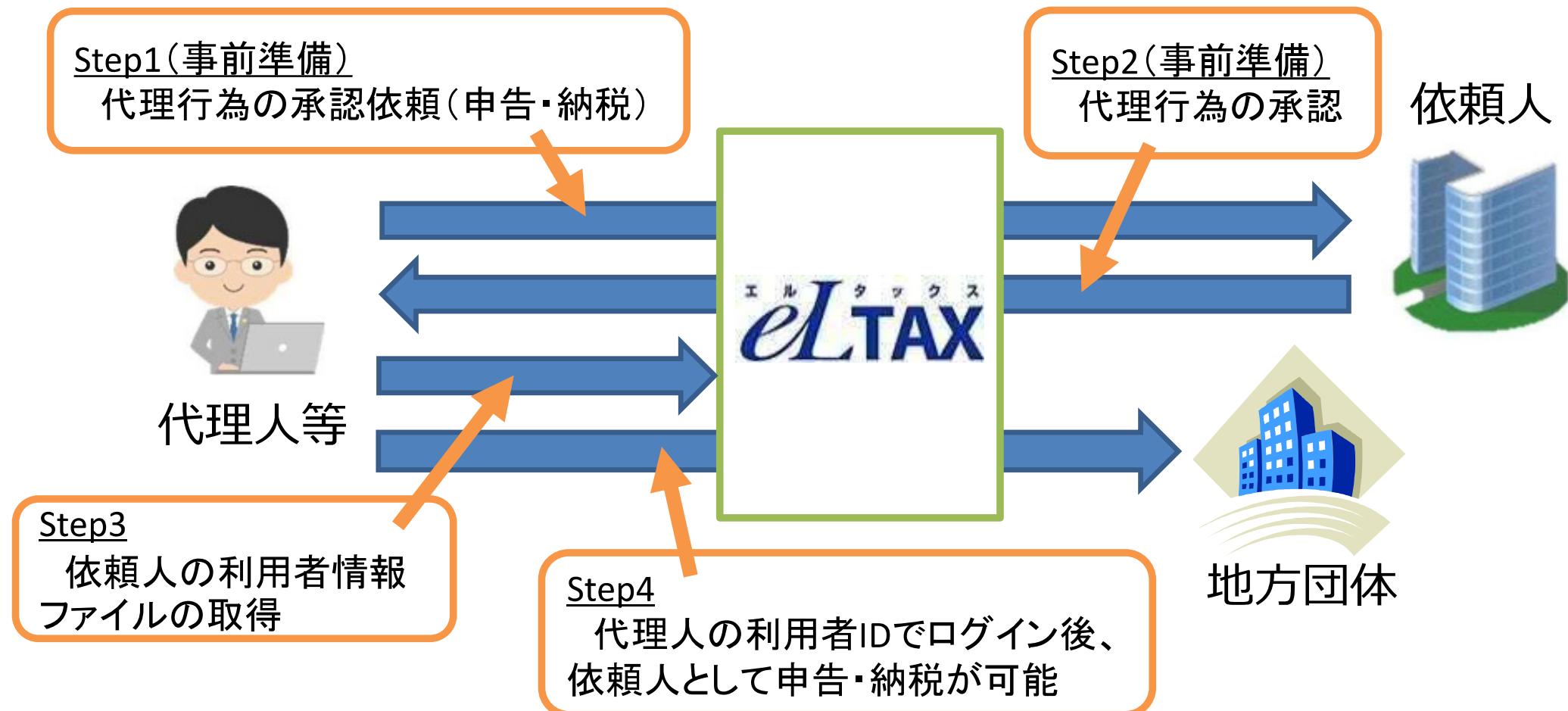
### 3. 參考資料

## 〈参考1〉 導入効果

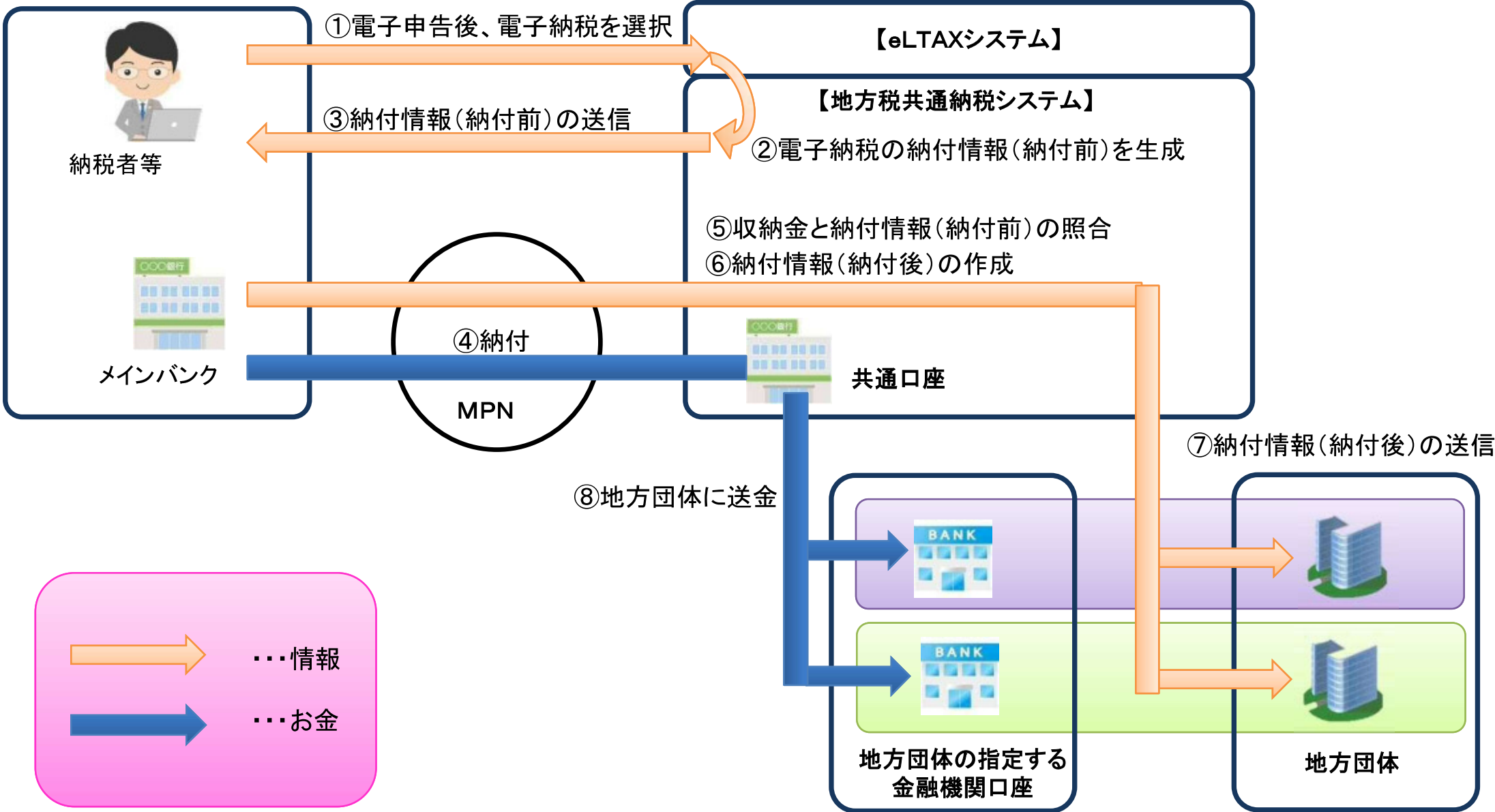
- ① 全ての地方団体へ電子納税が可能
- ② 複数の地方公共団体への一括納付が可能
- ③ ダイレクト納付が可能
- ④ 東京都の公金収納取扱金融機関以外でも納付可能
- ⑤ みなし納付が可能

## 〈参考2〉 代理行為の手続き

事前に代理行為の承認依頼を実施し、依頼人が承認することで、  
代理人による申告・納税が可能。



〈参考3〉 地方税共通納税システムでの納税手続き（申告連動）



〈参考4〉 PCdeskマニュアル・eLTAXヘルプデスクのご案内

The screenshot shows the eLTAX website interface. At the top left is the logo "エルタックス eLTAX 地方税ポータルシステム". To the right are utility links: "お問い合わせ", "サイトマップ", "文字サイズ" (with "標準" and "大" buttons), "PCdesk (WEB版)", and "自治体等ページ". Below these is a main navigation bar with "eLTAXのご案内", "電子申告", "共通納税", "電子申請・届出", and "サポート" (circled in red). The "サポート" section contains five buttons: "各種ドキュメント" (circled in red), "用語集", "よくあるご質問", "お問い合わせ", and "アンケート".

eLTAXホームページ → トップページ右上「サポート」 → 「各種ドキュメント」

**eLTAXヘルプデスク**

電話番号：0570-081459 ※繋がらない場合：03-5521-0019

月～金 9:00～17:00



個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）を納入申告している皆様へ

# 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の 電子申告・電子納入がスタートします！

2021年10月から

## 電子化による入力支援

電子化により、合計金額の自動計算等の  
入力支援機能がご利用いただけます。



電子化



様式ごとの印刷

自動計算



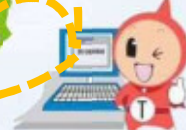
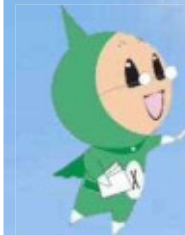
フォームへの自動入力



## 全国の都道府県へ一括手続き

一括申告

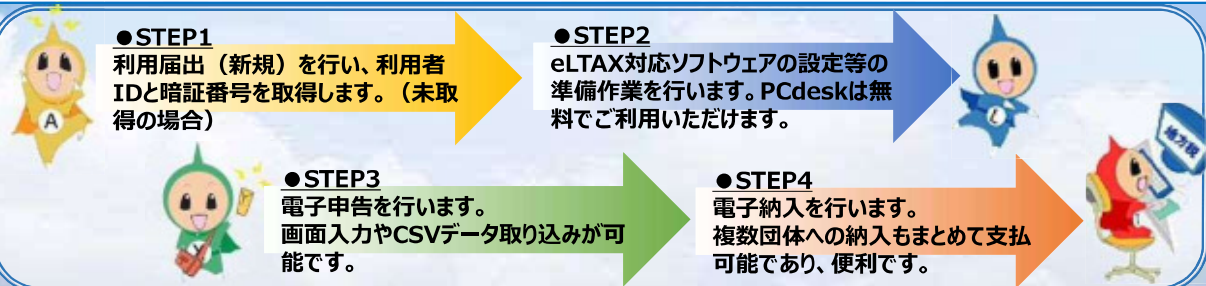
一括納入



PCdeskなどのeLTAX対応ソフト  
ウェアから納入申告が可能です。

提出先の地方団体ごとに申告デー  
タを自動で振り分けて送信します。ま  
た、複数団体への納入もまとめて支  
払いが可能です。

## ●ご利用の流れ ※詳細は特設ページをご確認ください（2021年2月下旬開設予定）



利子割・配当割・株式等  
譲渡所得割の電子化に係  
る特設ページ

以下のサイトをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>



## 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化利用に関するFAQ

**Q** 電子納入には、どのような方法が用意されているでしょうか。

事前に金融機関へ口座登録（※1）を実施していただいたうえで、口座振替をご利用いただけます。その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧（※2）をご確認ください。 ※1 別段預金はご登録いただけません。 ※2 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

**A**

**Q** 電子申告と電子納入は別の日に実施しても良いでしょうか。

別の日に電子納入を実施することは可能です。ただし、納入日が申告日として扱われるため、期限内に申告データを送信した場合でも、期限後に納入した場合は、延滞金に加えて、不申告加算金を課される可能性があります。

**A**

**Q** これまでは銀行窓口で支払った際に領収書を受け取っていましたが、電子化後も受け取ることは可能でしょうか。

領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール発出及びメッセージボックスへのメッセージ格納で通知されます。また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能です。

**A**

**Q** 利子割について、支店・事業所ごとに特別徴収義務者番号が付与されていますが、eLTAXの利用者IDはそれぞれ取得可能でしょうか。

eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としておりますが、利子割で支店ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位での利用者IDの取得も可能です。

**A**

**Q** eLTAXの利用者IDはいつから取得可能でしょうか。

利用者IDはいつでも取得可能です。（取得方法の詳細はeLTAXのホームページをご参照ください。）利子割・配当割・株式等譲渡所得割をご利用いただくためには、提出先の追加等の操作が必要ですが、そちらは2021年9月下旬より実施可能となる予定です。

**A**